

平成29年第2回東大和市議会定例会会議録第13号

平成29年6月5日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関野杜成君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（34名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	総務管財課長	岩本尚史君
職員課長	矢吹勇一君	総務部副参事	荒石恵美君

地域振興課長 大法 努 君
子育て支援部 榎本 豊 君
副参事
生活福祉課長 川田 貴之 君
環境課長 関田 孝志 君
都市建設部 内藤 峰雄 君
副参事
建築課長 中橋 健 君
社会教育課長 佐伯 芳幸 君

子育て支援課長 鈴木 礼子 君
保育課長 宮鍋 和志 君
障害福祉課長 小川 則之 君
都市計画課長 神山 尚 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
教育総務課長 石川 博隆 君
中央図書館長 當摩 弘 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時28分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（押本 修君） 6月2日に引き続き、20番、木戸岡秀彦議員の一般質問を行います。

○20番（木戸岡秀彦君） おはようございます。先週の金曜日に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、トイレの整備についてでありますけれども、東京都の補助を活用した制度ですね、小中学校のトイレの洋式設置を加速していただきたいということですが、当市は小学校の洋式トイレの設置に関しては、今年度、八小と十小、1年生のところに洋式トイレが設置をされると。来年度は3校の予定でありますけれども、1年生のみということで、今後、他の学年を洋式化するためには、やっぱり計画的にはまだまだ相当時間がかかると思われます。東京都の補助金の活用の仕方によっては、十分加速できるのではないかと思います。子供たちが我慢をしない快適な環境をお願いしたいと思います。

まず初めに、東京都の補助制度についてでありますけど、この基準についてお伺いいたします。

○建築課長（中橋 健君） 東京都の今年度創設されました補助制度につきましては、東大和市に該当するところで申し上げますと、和式便器から洋式便器へ交換する工事、また工事費といたしましては400万円以上ということで、今年度、平成29年度の工事につきまして対象ということで伺っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

400万円以上ということですが、お聞きしたいんですけど、対象は洋式トイレの便器のみなんですか。これは床シートとか、そういうのも含まれるんでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 床のシートも一体的に整備する場合は、この400万円という金額に、以上ということでそこはなりますけども、対象ということで伺っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

市長答弁で、補助金を活用した場合、10年未満に大規模トイレ改修工事がされた場合は、補助金を返還するという答弁でありましたけども、この返還に関しては全額なんですか、一部なんですか、状況を教えてくださいいただけますか。

○建築課長（中橋 健君） 現時点では、10年未満に財産処分を伴う工事を実施いたしますと、補助金の返還が必要となると認識しております。ただし、財産処分をする際は、その時点において個別の事案ごとに該当するかどうか再確認する必要があると考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この補助金の活用についてですが、今後策定する整備計画を視野に入れながら、慎重に対応するという御答弁をいただきました。この整備計画についてですけど、いつごろされるんで

しょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校施設の老朽化に伴いまして、今後、経年劣化を視野に入れますと、公共施設の長寿命化、学校の施設の長寿命化、あるいは建て替え、そういうものも今後視野に入れていかななくてはなりません。今まだ具体的にいつまでにと、いつ策定するということまでは決まっておりませんが、国の方からは32年度までにとというような一つの指針が示されていることは承知しております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 平成32年度までにとのことですけれども、やはり学校、その学校の状況によっても、当然老朽化の状況によっても違いますけれども、ぜひ対応できる可能点を見出して実施に向けて検討していただきたいと思っておりますけれども、意気込みをお願いします。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校のトイレの洋式化という部分、学校の施設の中においても要望の多い事項であることも認識しておりますし、東大和におきましても東京都の補助制度がスタートする前に、洋式化に試行という形で動き出しました。そういう中で、東京都のほうで補助制度が策定されましたので、その事業を活用していきたいというもちろん意気込みはございます。ただし、対象となる箇所が非常に多い。それに伴いまして、東京都の補助制度を活用しても市の持ち出しも多いということも事実でございますので、今後の施設をどのようにしていくのかという計画も含めまして総合的に対応していく、そういう必要があるというふうを考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、②番の小中学校のトイレの整備についてですけれども、小中学校は耐震工事が終了して、非構造部材の耐震が今進められておりますけれども、それ以外のその他の小規模改修ですけれども、洋式トイレの設置とともに周辺の改修ですね、ドアとか必要なことが現実問題、起きていると聞いてます。東大和、二中ではトイレのドアが故障していたということで改修の要望等もありました。また、十小でも同様なことを聞いておりますけれども、他校を含め、こういった修理の要望等は入っているのでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 日ごろの施設のふぐあいなど、小規模な改善要望につきましては、学校から教育委員会のほうへ、その都度、連絡するような体制をとっておりますので、連絡がございましたら現地を、状況確認等を行いまして、学校と調整を図りながら改善に向けて進めてるところでございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 二中のトイレのドアの故障とか、十小のトイレのドアの故障等、私は聞いてるんですけども、これに関しては改修の状況はいかがでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** こちらのほうは学校、またPTA等から、二中と十小につきましては要望いただきまして、これまで改善をいたしまして、現在は改善している状況でございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

これはPTAとか、学校から連絡が来るということですが、やはり傷んでいるけど、別に連絡をしないという実態が実はあります。そういった意味では、ぜひ実態も把握をして調査をしていただいて、聞き取り調査とかですね、必要な措置はぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校の施設に関しましては、教育委員会の事務局のほうからさまざまな連絡ですとか、そういう際にも気になる箇所を実際に複数で見てきたりとか、経過を観察してきたりということもございます。今後も学校とコミュニケーションをよく連携を図って、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 私も市内の小中学校の行事のときには必ずトイレ等は見えて、場合によっては全館、見させていただくんですけども、そういった意味では、そういった行事等も含めて定期的にぜひ見ていただいて、より快適な環境をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、東大和市駅前のトイレの整備についてお伺ひしたいと思います。

昨年12月の定例会でも取り上げましたけども、先月、その後、状況を確認したところ誰でもトイレが使用不可になっていました。原因とその後の状況についてお聞きをしたいと思います。

○**環境課長（関田孝志君）** 東大和市駅前の誰でもトイレにつきましては、5月8日から12日までの5日間、修理のため使用禁止という形になっておりました。修理の内容につきましては、洋式便座のとめ金の破損、また便座自身を割られていたということで、いたずらによるものだという事の中で、便器ごと全て交換をさせていただきました。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

私がちょうど見たときには、使用不可となっていたもんですから、そういった意味ではどう改善したのかなと思ひしてお伺ひしました。

この東大和の駅前トイレですけども、利用者が快適に使用できるように努めているということで御答弁をいただきましたけども、現状を見てみますと、快適とは状況的には言いがたいという状況を感じます。先ほどいたずらということでお聞きしましたけども、基本的にはトイレ、男女とも鏡はついてた跡がありますけども、これはもう現状そのままになっておりますけども、これはいつごろから何でしょうか。これ状況、お聞きしたいと思ひます。

○**環境課長（関田孝志君）** いつごろかというところはちょっと難しいんですが、東大和の駅前については、もう建設後、おおむね30年たつてございます。その中でも、何度も鏡等は交換したというようなことは聞いておりました、最後にはもうこれ以上、いたずらされるんだつたらとっちゃえというような形で撤去しているというのが現状かと思われまふ。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 実際に行きますと、ついていたものがついていないという部分であり、駅前のトイレですので、これはやっぱり不審者とかいたずらされないような対策も、場合によっては防犯カメラ、必要なかなという部分も感じるんですけども、やはり最低条件の整備というのはしていただきたいと思ひます。

それとともに、誰でもトイレということで、わかりやすく表示をしていただきたいということで、前回の定例会でもお話をさしていただきましたけども、表示はされておりました。私、誰でもトイレに関しては、さまざまところに行って、どういう状況なのかということで見せておきます。そういった意味では、やはり清潔感というか、トイレですから大事だと思います。そういった意味では、そのマーク、ただつけたというよりも、当然に改修には費用がかかるわけですけども、最低でも誰でもトイレのドアに、カラーのシートでわかり

やすいように表示するとか、さわやかなイメージをぜひしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） なかなかトイレの場合、駅前と不特定多数の方が利用する場所、その設置の必要性あるわけですが、先ほども答弁させていただきましたように、一部の方のいたずら等が後を絶たないという状況でございます。ただ、市といたしましても、委託ではあります但し清潔なトイレ、こちらの維持管理に努めるために清掃業務の委託等を入れておりますので、そういった中で定期的な後は職員の巡回等も重ねた中で、誰でも利用しやすい、清潔感のあるようなトイレの維持に努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、鏡は何回か壊された、何回かわからないですけども、やはりそういったものを起こさせないまちづくりというのはすごく大事だと思いますので、それも含めてぜひ鏡も設置をお願いを、これ要望としてしたいと思います。

続きまして、④の市役所のトイレの整備についてでありますけれども、市役所に関しては平日多くの方が利用されます。また、市役所に関しては中央公民館とも併設をされてますので、やはり使用される方が大変多いです。市民に開かれた利用しやすい庁舎づくりが私は大切だと思っております。洋式化率は46.8%と、他の施設に比べて高くなっておりますけれども、さらに洋式化を推進していただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） トイレの整備ということでございますが、現行、半分ぐらいの整備率というところで、快適に使えるよう考えていきながら、今後また長期的な計画という中では検討のほうしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

高齢者とか障害者も使われることが多いと思ひますけれども、こういった形で要望をお聞きするんですけれども、トイレの和式とバリアフリー化っていいですか、手すり等をつけてほしいという要望が何件か入っております。そういった意味では、手すりの設置についてはいかがでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） トイレの手すりについてでございますが、市民の皆様の利用頻度の高い、1階、市民ロビー横の女子トイレ、こちらは洋式トイレが4つ、和式トイレ、2つございますが、こちらの和式トイレ、2つには手すりをつけております。今後それ以外の個室につきましては、設置場所、安全性、経費等も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 場所によっては利用頻度、さまざまだと思いますけれども、そういった意味で、ぜひ調査というか、見ていただいて設置をお願いをしたいと思ひます。

続きまして、⑤に関しまして、市の公共施設におけるオストメイトに対応したトイレの設置の考え方についてでありますけれども、これオストメイトは人工肛門、人工膀胱保持者ですけれども、全国に今21万人、東京では2万1,000人いると言われております。先日、オストメイトに関するセミナーに参加して、オストメイトの方から現状もお伺いをいたしました。オストメイトの方は、自分で排せつをコントロールすることができないため、排せつ物をためておくストーマ袋がついております。最大の課題は、外出時の排せつであります。現在、公共施設を中心に徐々にオストメイトに配慮した洋式トイレの設置が進んでおりますけれども、その数は極

めて少なく、オストメイトが安心して外出できる環境ではない状況であります。

先週ですね、市長の答弁で、新たに誰でもトイレを整備する際は、オストメイトに配慮した環境を検討するという御答弁をいただきました。これにつきましては何点か質問させていただきたいんですが、狭山緑地の管理事務所が建て替えを予定をしておりますけども、これ洋式トイレということで検討してるということですが、ぜひオストメイトの対応をした洋式トイレの設置をしていただきたいと思いますけども、これに関してはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 狭山緑地管理事務所のトイレということでございますが、こちらの緑地の管理事務所を今後建て替えるというものでございます。目的は、管理事務所でございますので、現在考えておりますのは、そこに常駐する管理人の方、あと狭山緑地のほうですね、保全活動でボランティア活動をしていただいている方たち、その方たちを対象とした管理事務所でございますので、現在のところオストメイトのほうの設置のほうは考えてはいないところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） これ一般の方は、特には利用はされないのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 利用者の方も利用することは可能でございます。ただ、狭山緑地管理事務所ということでの建て替えが今の計画でございますので、その中での御質疑の中では、現在のところはその中には盛り込んでいないという状況でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

それでは、幾つか施設に関して質問させていただきたいんですけども、このオストメイトに関しては前広便座というものがあります。普通の便座より便座のところが広く設置をしてあるわけですけど、これを変えるだけで入りづらい多機能トイレを使用せずに、オストメイトの方も一般トイレを使用ができるようになります。これはストーマ袋、先ほど言った汚物を排出する袋ですけども、これの処理が可能しやすくなるということで、便座を交換するだけで済むので費用は抑えられます。そういった意味では、検討をしていただきたいと思いますけども、これに関しては狭山緑地の管理事務所に関しては、これに関してはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 済みません、繰り返になってしまうわけですが、今回、管理事務所の建て替えという形が主たる目的でございますので、そういった建て替え計画の中では、トイレのほうについては、通常と一般のトイレ等を考えておりますので、オストメイト対応というのは現段階では計画の中には盛り込んでないということでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 利用者がいないということによろしいんですか、そういった意味では。

○環境部長（松本幹男君） 利用者があるかないかという部分でございますが、現状、私どものほうに寄せられている声というものがございます。そういった中では、具体的にオストメイトの御利用されてる方がというところの具体的な御質問、御意見等はいただけてないところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、やはりトイレに関しては、利用者の多い施設が数多くあります。当然、庁舎も含めて、ハミングホール、図書館、市民センター、公民館、郷土資料館ですね、そういうところなども一応検討していただきたいと思いますけども、これについてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま議員のほうから中央図書館という施設がございましたので、その件について私のほうから中央図書館の内容について御説明をいたします。

中央図書館におけますオストメイトの対応のトイレの設置でございますけれども、中央図書館には現在1階と2階にそれぞれ1カ所、誰でもトイレが設置されておりますけれども、オストメイト対応という機能はついていないところでございます。また、中央図書館の中にあります洋式トイレでございますけれども、こちらは全て温水洗浄機能がついておりませんので、議員が今お話しされました前広便座の設置につきましては、水道工事を初め、ある程度の規模の工事が必要になってくるというふうに考えてございます。現在、トイレの改修時期につきましては未定でございますけれども、今後、改修できることになった場合には、オストメイト対応のトイレの設置について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○市民部長（村上敏彰君） 私ども地域振興課が所管しております市民センターやハミングホールにつきましては、現在はオストメイトに対応したトイレは設置されてございません。今後につきましては、各施設とも大規模な改修が必要になってまいりますので、その際は東京都の福祉のまちづくり条例に基づいた対応をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） あと庁舎に関してはいかがでしょう。

○総務部長（広沢光政君） 本庁舎でございますけれども、今私どものほうは1階と2階に誰でもトイレがございまして、こちらのほうにオストメイト対応型の便器が設置されてるというような状況でございます。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 済みません、郷土博物館と、あと公民館とお話もございましたので補足をさせていただきますが、こちらの施設についても同様でございます、今後のトイレの改修、大規模な改修に合わせてオストメイト対応のトイレの設置を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） このオストメイト対応のトイレですけれども、便座を全て変えるのではなくて、先ほど言った前広便座ですか、当然費用はかかるということですが、ちなみに便座の費用ですけれども、これ定価で11万円ということだそうです。工事費は1万5,000円という形だそうです。そういった意味では、当然ハミングホール等なんかは、かなりいろんなイベントで、かなりの人数も利用されます。そういった意味では、その便器を変えるだけでそういった人の対応ができるということですので、この庁舎、図書館、市民センター、公民館、郷土資料館も含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これに関しては、庁舎のところを私も見させていただきましたけれども、やはり前が広がっていると、やっぱりオストメイトの方も本当にやりやすい、時間も短縮できるということを感じますので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

じゃ、1番目の質問は以上で、次に2番目の障害児支援について質問させていただきます。

この放課後等デイサービスについてですけれども、この待機児童解消、支援拡充に対して市の考えということで、他の議員からも質問がありました。市内の3事業者が開設準備を進めているということですが、再度、開設に当たり詳細を教えてくださいませんか。

○障害福祉課長（小川則之君） 御質問者から待機児童の解消とのお話ですが、市では放課後等デイサービスの利用申請があった方に対して、市が利用にふさわしいと判断した場合には全て支給決定をしておりますことから、一般的には待機児童という考え方は持っておりません。しかしながら、利用がさらに拡充できるようにするというので、平成29年度におきまして予算の増額を図るとともに、市内事業者の開設準備に対しても適切に指導、助言を行っております。

御質問の市内事業者の開設準備の状況についてでございますが、市内3事業者のうち1つの事業者では、主に知的障害または知的障害と肢体不自由の重複の方を対象に、10名規模で9月開設ということで伺っております。もう1カ所につきましては、主に知的障害、あるいは発達障害の方も含んで10名規模で10月開設をめどに準備を進めているということでございます。もう1カ所につきましては、今のところ開設の時期等は未定ということでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。時期等もう明確にされてるということで。

続いて、当市は重度心身障害者の施設が1カ所もございません。他市の施設に通っている現状で、相談もよく私は受けます。厚労省が通達で、平成32年から市区町村には設置を努めるということが示されております。当市では一応検討はされるのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからお話がございましたように、重症心身障害児を支援する放課後デイサービスの事業所につきましては、平成32年度までに各市町村に少なくとも1カ所以上、確保することを基本とするというふうなことで、国の基本指針に示されてございます。また、この基本指針におきましては、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により圏域で確保することもできるというふうなところの記載もございますので、現在、東大和市の隣接する自治体でございますが、武蔵村山市には2カ所、小平市にも2カ所、東村山市に1カ所と近隣市に事業所がございますので、近隣市も含めた形の整備も含めて検討はしてみたいというふうな考えでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

たまたま、きのう環境市民の集いがありましたけれども、それと同時に立野東公園でホースセラピーが行われました。そのときに、当然、重度障害者の方もたくさん来られておられて、やはり通われているのは、やはり当然市にないですから、市外に通っているということで、そのときも当然要望を受けております。今までこういった重度心身障害者に対しての施設の希望の事業者等は、今まで何カ所かあったのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 重度心身障害者を支援する放課後等デイサービスの事業所についてでございますが、重度心身障害児につきましては、医療的ケアを伴う場合が多いということでございますので、医療的ケアを行う設備や人員配置が必要ということで、なかなか通常の事業者では実施が困難というところがあります。今のところ市内の事業者からの申し出はないというところでございますので、広域的な検討が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） これも引き続き設置に努めるという義務づけされてる部分では、やはり市内にできるということは、当然親御さんにとっても願いでありますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

この放課後デイサービスの移動支援についてなんですけれども、これに関しては他市の状況とか基準についてお伺いをします。

○障害福祉課長（小川則之君） 移動支援についてでございますが、移動支援は障害者総合支援法の規定に基づいて、市が実施主体となっていく地域生活支援事業の1つでございます。屋外での移動が困難な障害者、あるいは障害児に対して、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援する際の支援を行うということでございます。

当市におきましては、障害児の場合、学齢児以上に支給をしておりますが、小学生及び中学生につきましては月に13.5時間、高校生につきましては15時間、成人の知的障害の方につきましては18時間という月の支給上限時間を設定しております。他市におきましても、同様の基準を定めているというふうに認識しております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この移動支援の時間なんですけれども、当然基準が小中校で13.5時間、高校生で15時間、成人で18時間ということなんですけれども、これに関しては利用状況といいますか、実は親御さんから、以前はこの時間だったんだけど、利用がちょっと少ないために時間を減らされてしまったという要望等を聞いております。そういった要望じゃないですか、そういうことを聞いております。これに関しては、時間の何か変動だとか利用の状況によって利用時間が変わるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 移動支援の時間についてでございますが、先ほど申し上げましたような年齢に応じた支給上限時間が定められておりますので、その時間内において御利用いただくということについては、利用者の方にお任せをしております。それを超えるような支給時間の御利用があった場合には、上限時間の中での御利用をしていただくということでお願いをしております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、小中学校は13.5時間ですけれども、基本的には13.5時間までは利用者は使えるということの認識でよろしいんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 御指摘のとおり、小学生、中学生の場合には13.5時間の上限時間ということでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。ありがとうございます。

この移動支援の内容についてなんですけれども、いわゆる特別な事情がない限り通所の移動支援はできないということなんですけれども、私が聞いてるところによりますと、武蔵村山市は30分以内ならできると、融通がきくというお話を聞いております。また、西東京市では実施をするということ聞いておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 移動支援事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市町村が実施主体となっていくものがございますので、市町村に一定程度裁量がございます。しかし、ほとんどの市町村において介護給付費の外出支援と同様に、通年かつ長期にわたる外出については利用できないということとされております。このことによって、ほとんどの市において同様の規定があり、通所や通学に移動支援を利用することはできないということにされております。当市におきましても、保護者の方が通所の支援をしている場合等、一時的に疾病等で支援ができなくなったというような場合には、一時的な利用というところで移動の支援を認めてるというような状況でございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 一応、基本的には通所の移動支援は認められていないということですが、西東京市は一応実施すると聞いておりますけど、これについては詳細はわかりますでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 西東京市におきましては、議会において陳情ということで市内の障害者団体の方々から通所での利用を希望するというようなことがございまして、それに対応するというようなところで、通所での利用を認めるというところがございます。ただ、先ほど申し上げました支給の上限時間については変動なく、その中で御利用をいただくというふうに聞いております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ということは、当市でも実施は可能だということで、認識でよろしいのでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 移動支援の利用につきましては、国におきまして障害者総合支援法施行後3年目の見直しの中で一定の議論がなされましたが、現行制度を見直すまでには至っておりません。各市において同様の課題というものが出ているというふうに伺っておりますけれども、市といたしましては通所等に係る移動支援につきましては、市町村の判断に委ねられる移動支援ではなく、国基準の給付での支給とするように国に求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) この通所の移動支援については、親御さんからもかなり強い要望が複数、私にも来ております。これに関しては、例外ではなく西東京市は認めてるということですので、そういった意味では広く利用をふやしていただければと思います。ぜひ、これに関してはさまざま、3年ごとに見直しですか、見直しのときに、ぜひできるように検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続いて、②のやまとあけぼの学園の移転計画についてでありますけれども、この場所の確定と移転の時期についてはどうなっていますでしょうか。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) このやまとあけぼの学園の建物につきましては、建築後、約45年がここで経過するというところがございます。非常に老朽化が進んでおりますことから、建て替えなければならないと考えておるところでございます。現在の敷地はとても狭いということで、約300坪ないというような敷地でございますので、現在の敷地内での建て替えは非常に困難と考えておるところでございます。

それから、障害者総合支援法及び児童福祉法改正法におきまして、市は平成30年度を初年度とする障害児福祉計画の策定が法定化されまして、法定化に伴う障害児福祉計画にかかわる基本方針というのが示されまして、その中で平成32年度末までに市は児童発達支援センターを1カ所以上、設置することが基本とされたところでございます。障害児福祉計画におきまして、児童発達支援センターの設置が平成32年度末と計画された場合には、その計画との整合性をとるということにした場合には、現在のやまとあけぼの学園で実施しております児童発達支援事業に、地域支援機能を付加いたしました児童発達支援センターの移行を検討しなければならないと考えておりますので、そのように決定されますと移転の時期はおのずと決定されるものと考えておるところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 場所に関しては、みのり福祉園の跡でほぼ決定でしょうか。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) やまとあけぼの学園につきましては、先週、市長も答弁いたしましたところでございますけれども、移転を含めた建て替えの方向性を念頭に置きまして、現在、民間活力導入並びに旧み

のり福祉園の有効活用を視野に入れながら検討を行ってるところでございます。今後、新たに必要とされる事業の検討や民間活力の導入の手法等の採用によりまして、スケジュールが決定されていくものと考えておりますので、現在では場所を含めてスケジュールにつきまして、明確にお示しできるものはないようなところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 今の答弁でもありましたけど、新たに必要となる事業についてですけども、これについてわかれば詳しく教えていただきたいと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 児童発達支援センターに移行する場合の事業でございますが、現在行ってる児童発達支援事業に保育所等訪問支援とか障害児相談支援などを実施する地域支援事業、こちらを付加する必要がございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

実際、具体的にになりましたら、またお示しをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、3番目ですね、防犯カメラの設置による安全対策についてお伺いをしたいと思います。

基本的には防犯カメラの基準は特にないということでしたけれども、住民の理解が大前提にあるという御答弁を言われました。湖畔地区に自動販売機と防犯カメラ、2カ所が設置してあって、同様の手法で設置できるかは個々の事案によるということでしたけれども、この設置した自動販売機と2カ所のカメラの設置の背景についてお聞きしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今湖畔の地区に防犯カメラが設置された背景ということでございます。基本的に当時の湖畔地域の自治会の皆様が、高齢化などで十分な防犯活動ができなくなりつつあるというところで、これを補うための手段として防犯カメラの設置が検討されたのが始まりというふうに伺ってございます。その後、自治会のほうで中心となり、東大和警察署や、それから防犯カメラ業者を招いての学習会等々を進めながら、まず奈良橋市民センターから北に上がっていった諏訪山橋周辺を撮影するための防犯カメラが、平成24年の8月ごろに設置されたものでございます。その後、継続的な防犯活動を推進していく中で、二ツ池公園内の藤棚付近にも防犯カメラの設置の必要があるという判断から、設置に向けた取り組みが進められたということでございまして、それも諏訪山橋のものと同様に、東大和警察署などとの関係機関との調整の上に、平成28年の8月ごろに設置されたものでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この防犯カメラと自動販売機は別ということで御答弁ありましたが、これに関してやっぱりセットで行ってると聞いてるんですけども、この運用の仕方についてお聞きしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 防犯カメラと自動販売機の運用の仕方ということなんですけれども、現在、今お話しした防犯カメラにつきましては、自動販売機も含めて自治会と防犯カメラの設置事業者との契約により運営されてるものでございます。防犯カメラとあわせて、その自動販売機の設置をして、その自動販売機からの収益などを防犯カメラの設置や維持費用に充てて運用されてるということでございまして、運用に関しましてはプライバシー保護の観点から、東大和警察署と協議をしながら管理運用規定を作成するなどして、これに基づき運営をされてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、個々の事案によるということでしたけども、これと同じような状況であれば同様な手法で別の場所でも設置できるということによろしいのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 同様な手法で設置ができるかということですが、今設置してある自動販売機で申し上げますと、1つが諏訪山橋の周辺を撮影してる防犯カメラにつきましては、湖畔集会所のところに設置をしております、それから二ツ池公園についての防犯カメラについては、同じく二ツ池公園内にある自動販売機で運営されてるものですが、どちらも行政財産の目的外使用とか、それから都市公園の専用許可というのが必要になります。

許可に当たりましては、防犯対策が必要な地域ということと、それから自主的な防犯活動等、実施してる実績がある。こういうことを前提にしまして、その設置者となる自治会様が防犯カメラや自動販売機の設置や維持管理を負担することや、それから設置に関する近隣への理解、調整、設置後に関するトラブル対応をみずから行うこと、それからそのプライバシー保護や犯罪抑止の観点から、先ほど申し上げましたけど、東大和警察署と協議をするとともに、運用規約等を作成するなど、さまざまな条件を許可したところで行ってるものがございますので、どの地域でも要望すれば許可できるものとは考えてございません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほどさまざまな条件のお話をされてましたけども、当然そういった条件が合致すればできるということで、再度よろしいのでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 防犯カメラ設置に関しての一番大きな問題というのは、個人の不特定多数の住民のプライバシー権というのが侵害されるおそれがあるという部分でございます。そういったことも含めた中で、設置に関しては場所も含めて、私どものほうとしては地域の住民の皆さんの総意のもとで、そして理解のもとで設置していただきたいというふうな考え方でおります。今、担当参事のほうからもいろいろお話しあげましたが、そういった例えば場所についても、こういう判例なんかによると、かなり犯罪が起こる確率が高い、蓋然性がある場所じゃなきゃだめですよというような判例もございます。そういったことも含めて設置場所なども、それがしかるべき場所なのかということもございます。そういった個々の事例に即して決定されていくものだということもございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） そうということが想定されれば、設置は可能という認識を私は持ちました。

それでは、実は先日、豊島区にある防災・防犯自販機協会を訪問しまして、代表理事にお会いして話を伺ってまいりました。この協会は、地域の安心安全、活性化への貢献を目的に事業を行い、飲料自販機を活用した防犯システムや防犯カメラなど、支援システムの普及を推進をしております。そこで、さまざまな実地例をお聞きをしました。そして、早速、私も行ってまいりました。その事例を紹介をさせていただきたいんですけども、平成27年の1月にふじみ野市は防災・防犯自販機協会と防犯カメラなどを併設した自動販売機の設置及び管理に関する協定を結んでおります。これ大小の公園の2カ所に、災害時対応自動販売機と防犯カメラが設置され、先日、設置されているふじみ野市の亀久保中央公園、これ広さに関しては役所の砂利の駐車場の2倍ほどぐらいの大きさの公園であります。また、あと1つは北野さくら公園、これは中央図書館の裏の駐車場を少し大きくした程度の2カ所の設置状況と周辺の状況も見てまいりました。この大きな亀久保中央公園に関しては、近隣は住宅やマンションで防犯カメラがトイレに設置をされておりました。公園全体が見渡せる場所です。

周辺には、犯罪防止のための防犯パトロールののぼりや掲示板が設置をしてあって、不審者など入り込みにくい環境になっております。また、小さな北野さくら公園は、これは住宅街の中にあります。防犯カメラが自動販売機の上に設置してありまして、これは公園全体を見通せる場所です。設置前と設置後では、これはふじみ野市の担当の方とお話をさしていただきましたけども、もう効果があらわれてるということで、不審者も出ていないという状況をお聞きしています。

実は当市でも、先ほど市民部長のほうからお話がありましたけど、危険箇所ということで、当市でも危険箇所があります。以前、定例会でもお話をさしていただきましたけども、上北台市民センター横の中北台公園、これも一昨年に不審者が出たということで、防犯カメラの設置の要望をさしていただきましたけども、先月、19日、20日と2日間にわたって不審者が出ました。1人は連行されましたけども、市民の安心安全のためにも、やはりパトロールの強化とともに、このモデル地区として防犯カメラを併設した自動販売機を設置していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 今のふじみ野市さんの協定の関係は、ちょっと勉強させていただきたいと思っておりますけども、基本的な考え方としては、先ほど申し上げたとおり、当市としてはそのプライバシーの管理運営等のことも含めて、市が設置していくという方針とはってばございません。今の例でいきますと、協定の締結の相手方でプライバシー等を管理運営していくのが市のほうになってるんで、その部分をちょっと何とか考えなきゃいけないという考え方はございます。

あとカメラの関係でございますけれども、そもそも論として、もちろんカメラというものの有用性というのは認識してるところでございまして、今片方ではそういったプライバシーの問題というのもございまして、設置はするのは簡単なのかもしれないんですが、できるだけ今、私ども青色パトカーなんかも走らせてございまして、そういった箇所に関しては情報が入り次第、巡回回数をふやしたりとか、そういったことを行いながら防犯という面では少し努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これに関しては、やはり防犯のパトロールも強化をしていただきたいということで強化をしていただきましたけども、やはり現実問題、不審者等がまた連続して起きてくるというのは、今後も起き得るということだと思います。管理、保守に関しては自販機協会が行うため、市の負担はありませんけれども、またこの公園ということで近隣の住民のプライバシーも保護されるのではないかと思います。そういった意味では、研究検討、これ実施に向けて、ふじみ野市のモデルがありますので、ぜひこれを見ていただいて当市でも実施をしていただきたいと思っております。これに関しては、またさらに要望をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この自動販売機に関しては、防犯カメラとともに、今、多種多様になっておりまして、当然防犯カメラにおける治安の向上と、あと災害時の情報提供とが自治体の広報、また観光案内の情報提供、地場産業、商業情報の提供、Wi-Fiのスポットとしても、これ活用されております。そういった意味ではメリットも、当然さまざまな障害等もあると思っておりますけども、ぜひ研究をしていただいて、総合的に判断をしていただいて、ぜひ設置に向けて検討をしていただきたいと思っております。

何度も私もお話しするように、大事故が起きてからでは遅いんですね。そういった意味では、そういった人を寄せつけないといいますか、やはり安心安全で暮らせるまちづくりのためにも、ぜひ設置を検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、交通事故対策についてお伺いをしたいと思います。

市内の交通事故に関してですけれども、減少しているというデータが出ております。昨年、28年度は276件ということでしたけれども、昨年は227件に対して49件ふえております。他の議員から答弁で、事故の原因は安全不確認ということが多いということでお聞きしております。1番目の桜が丘4丁目市道707号線と旧芋窪街道の交差点付近の安全対策についてですけれども、これ近隣の方からも事故防止対策については以前から要望を受け、その年、市の方には対応していただいて感謝をしておりますけれども、しかしながら事故が全く減らないというかふえている状況です。これは即急な対応が必要でありますけれども、このことに関して市の認識をお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当交差点につきましては、芋窪街道3・3・30号線を玉川上水から北へ上がりまして、左に行く旧芋窪街道ですね、そちらと市道が交差するところでございます、都道と市道が交差しているところでございます。こちらにつきましては、平成26年10月に沿線のマンションの方からも要望書をいただきまして、東京都と市でかなりの安全対策をさせていただいております。ボールの設置であったり、減速マークであったり、それから立て看板もつけてますし、カラー舗装もしておりますが、まだ事故が起きてるような状況ということで認識しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これは先月も3件起きています。5月3日、5月13日、5月30日、この3件に関して、私も発生して、私も立ち会いをさせていただきました。1点は車同士、1点は車とバイク、あと1点は車と幼児、歩行者の人身事故でありました。時間帯もさまざま、朝方、夕方、夜と近隣の方から不安の声が多く上がっています。これは事故が多発しているため、私も朝、昼、晩と交通状況を見ておりますけれども、これ先ほどマンションの方から26年に要望があって、さまざま改善をしたということですが、やはりそれ以降、かなり様相が変わっております。当然これは抜け道でありまして、近年、マンションとか戸建てが建って、子育て世帯の方が多く、最近では交差点前にレストランが2件、またこれマスコミでも話題になっております新型の大型コインランドリーがオープンして、これかなり繁盛してます。かなり人が、車でのご来客が多くなっています。そういった意味では、全体的に斜め前にはコンビニもありますし、以前より交通量が多くなっております。この付近は、芋窪街道が渋滞をするということで、どうしても旧芋窪街道に抜けていくという車が多くて、かなりそういった意味では危険性が増してきております。

ここで、事故防止対策として幾つか要望したいんですけども、芋窪街道の交差点がありますけど、この連動した信号機の設置はできないのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 信号機の設置についてでございますが、東大和警察署に確認しましたところ、新芋窪街道ですね、当交差点との離隔が20メートル程度しかないため、横断歩道、信号機ともに設置は難しいということでございます。ただ、市では平成26年10月の——先ほど申し上げましたが、沿線住民の方からの要望を受けまして、平成27年度から毎年、横断歩道と信号機の設置を東大和警察署を通じて東京都公安委員会には要請してるような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この信号機と、あと横断歩道に関してですけれども、これは私、30日も事故に立ち会いましたけれども、警察の方とも何度か話をしておりますけれども、もう警察の方も、ここは横断歩道が必要ですねという話を直接伺いました。そういった意味では、市道707号線沿いに横断歩道は設置をする必要がある、

これは設置ができると思いますけども、これについて強く要望したいと思いますけども、いかがでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** この当交差点の交通事故ですね、ほとんどのケースが都道南から北へ向かっている乗用車が一時停止を怠り、それで交差点内に侵入したことが原因ということ警察署のほうから聞いております。こちらのほうにつきましては、警察署のほうに取り締まりの強化もお願いしてるところでございますが、今議員のほうからありました横断歩道の関係でございますが、信号機の設置は難しいということで話は伺ってはおりますが、引き続き横断歩道だけでも先行して設置できないか、要請していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** この横断歩道に関しても、ぜひこれ必要であります。やはり今、事故がこれだけ多くなってきて、本当に大事故につながってしまっただけからでは遅いと思います。あと交差点の中央に点滅ランプがありますけども、これ自体も故障してついていないという状況ですので、中央の点滅ランプですね、いまだについていないという状況です。これに関してもしっかりと要望をしたいと思います。

あと707号線のスピード抑止のためのポールは一応設置できないかと思うんですけども、これに関しては国分寺の新都心ですか、速度抑制のポールが両脇に、これは本当にスピードを出せない、注意をしないと運転できないという道路があります。これは一方通行ですからあれですけども、これに関してはポールの両脇ではない、片側でもそういったポールの設置はできないのでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** この交差点の西側が市道第707号線でございますが、こちらにポールコーンですか——の設置ということでございますが、こちら市単独ではなく警察署とも協議しながら設置しなければならないものでございまして、警察署とも確認しましたが、道路幅員が6.4メートル程度しかございません。こちらポールを設置すると、その幅員が狭くなり過ぎてちょっと設置は難しいということで警察署からも言われておまして、現地見る限りでもちょっと余りにも狭くなり過ぎて難しいのではないかとということで判断しております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** それでは、減速するための段差解消のための対策というのはできないのでしょうか。済みません、段差解消といいますか、段差の舗装とか、また減速のロードハンプとか、減速するためのそういった工事はできないのでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 段差の施行ができないかということでございますが、段差ですね、いろいろ難しい部分がございます。段差があることによって振動等が起きますので、振動による苦情等が出てまいりますので、なかなかこういう市街地には難しいような状況でございます。ただ、今後こちらの交差点、事故も多く起きてくるということで、もう少し何らかの対策ができれば考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** それとともに、これは旧カシオのちょっと裏の交差点ですけども、そこは点滅ランプと交差点上にとまれの点滅の——夜間でもわかるように点滅ランプが設置をしてありますけども、これは同様な設置というのはできないのでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 今議員がお話しされたのは、芋窪街道の先の東側の交差点の話だと思いますが、こちらにつきましては警視庁がそのとまれの光るやつをつけておりますが、こちらにつきましては東京都公安委員会の判断になりますので、市のほうではちょっとその辺の判断はいたしかねるような状況でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) じゃ、これに関しては公安委員会に要望は出していただけますでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 要望ですね、こちらの箇所ですね、警察署とももう少し協議を行いまして、どういう形がいいのか、今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) あと2点ほどあるんですけども、これは府中の武蔵台というところですけども、こども道路がかなり狭いところで、結構事故が多いということで、ここは死亡事故が発生したところがあります。先日、見てきたんですけども、これに関しては看板が、取り締まり強化道路ということで、看板が連続的にずっと注意をなさいという、もうドライバーに訴えかけるような看板がずっとついております。これは結局そういった事故が発生したからついたものではないかと思えますけども、余りにもちょっと看板が多いのでどうかというのがあるんですけども、こういったやはりドライバーに意識づけさせる看板、ただ注意とかではなくて、そういったやはりドライバーに対して注意を本当に喚起させるような看板が必要ではないかと思えます。

この旧芋窪街道沿いには看板が逆にないんですね。707号のほうには看板が設置してありますけれども、旧芋窪街道には、そのポールと路面標示は大きくされておりますけども、注意看板がありません。そういった意味では、そういったドライバーに注意を喚起するものの設置もお願いをしたいと思えますけども、いかがでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 東西に走ってます市道につきましては、市で「この先、交差点、スピード落とせ」、また「スピード落とせ」という看板を2カ所、設置してございます。都道のほうには、そういうものがございますので、今後、東京都のほうとも協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長(押本 修君) ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 開議

○議長(押本 修君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番(木戸岡秀彦君) この事故防止対策として、あと1点ですね。警察による定期的な取り締まりですけども、これ現段階も取り締まりはしてると思いますが、しっかり強化をしていただきたいとともに、先ほど信号機の件がありましたけども、この近くの芋窪街道と交差点との連動した信号機の設置を、これ強く、これも要望したいと思います。この定期的な取り締まりの強化をしていただきたいと思えますけども、これについて答弁をお願いします。

○土木課長(寺島由紀夫君) この警察署の取り締まりについてでございますが、警察署に確認しましたところ、警察署でもこの交差点の事故、また一時停止をしないという部分では承知をしてございまして、既に警察署のほうで取り締まりを不定期ではございますが、実施しているということでございます。今後、引き続き多く実施していただくようお願いしたいということで考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 本当に大事故、当然、死亡事故等が起きてからでは遅いと思えますので、しっかり

と対策をよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、5番目のちょこバス及び交通空白地域のコミュニティタクシーに関する取り組みについて、お伺いしたいと思います。

この改正後の利用状況、課題ですけれども、このちょこバスに関して、その後、市民からの何か問い合わせがありますでしょうか。あれば内容等、教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバスにつきましては、平成27年2月、それから28年10月に運行改善を行っております。市民の方からの御要望といたしましては、料金に関してはシルバーバスを使わせてほしいといったような御要望が引き続きございます。また、運行に関しましては、本数をふやしてほしいといったような要望が引き続き寄せられております。それから、昨年10月に運行改善した後は、循環ルートと往復ルート間の乗り継ぎが一部でできない便が生じていますが、その解消を求めるような、そういう要望が寄せられております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 利用者の人数ですけれども、これ2%、ふえてるということですけど、今後、利用者の増につながる施策等は、検討はされてるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） まずは市役所での乗り継ぎ率、これを向上させる取り組みを行いまして、乗り継ぎ利用の促進を図っていきたいと考えております。現行で少しずつ利用者が増加していることが確認されている中で、ちょこバスの利用はもちろんのこと、乗り継ぎのPRなどを進めまして、さらに認知度を高めていく取り組みを行っていきたいと考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、乗り継ぎの先ほど対応なんですけれども、市民の方から、この方が3回連続ですか、3度ほど乗り継ぎのときに乗れなくて困ってしまったという要望もお聞きしました。既に改善要望があって、待ち時間の短縮ですか、短縮によってダイヤ改正が行われて多少は改善したということをお聞きしてるんですけども、答弁で一部乗車できてない状況がありますということでしたけども、今後これ具体的に改善策についてですけども、何か方法はあるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） まずダイヤについてでございますけれども、ダイヤにつきましては大幅な遅延を招かないように、ルートの途中で複数箇所でおくれを解消するための調整時間というものをに入れております。循環ルートの外回りについてなんですけれども、こちらにつきましては上北台駅、こちらを発車いたしまして、湖畔、武蔵大和駅入口、ハミングホール北、こちらを経由いたしまして、市役所に到着するまでに距離が長いことや、右折信号のタイミングなどの影響が蓄積されまして、市役所での接続時間に間に合わないような、そういった便が生じてるところでございます。この上、乗り継ぎ先となります往復ルートの玉川上水駅方面行きの発車時刻までに、循環ルートの外回りが市役所に到着できないというようなことで、今乗り継ぎができない状況になっております。

そこで、このような状況を踏まえまして往復ルートの出発時刻、市役所の出発時刻を往復ルートの全体の運行に支障が出ないような範囲で、後ろにずらすようなダイヤ改正というものを今現在で検討してるところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この乗り継ぎに関しては1時間に1本ということで、もう乗れないと、1時間は基本的に待てないという状況もありますので、このような乗り継ぎに関しての他市の事例等はありませんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 乗り継ぎ制度のある市でございますけれど、当市を除きまして5市あることをホームページ等で確認してございます。いずれも無料または乗り継ぎ先の運賃を割り引くことで乗り継げるようになってございます。5市のうちの2市につきましては、便同士の接続といったものをある程度意識したダイヤを設定しておりますけれど、当市のような課題は生じていないというようなことでございます。これはこの2市の運行間隔が30分間隔、または40分間隔といった形で当市よりも短い間隔で運行していることもありまして、背景が異なるためではないかというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、先ほど改善策、お話をお聞きしましたけれども、ぜひ市民の方が困らないように、乗り継ぎができるようによろしくお願いをしたいと思います。

続いて、②番の交通空白地域でのコミュニティタクシーの取り組み状況でありますけれども、芋窪地域と湖畔地域で検討組織が進められているということですが、今までの検討内容を教えていただけますでしょうか。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 両地域におきましては、初めのきっかけといたしますのは、市が主体的に開催いたしました説明会等でございます。それは平成27年2月のルート、ちよこバスのルート変更に伴いまして、この2地域、最初は湖畔地域が入ってなかったんですけども、ちよこバスのルートから外れることとなる清原・新堀地域と芋窪地域につきまして、ルート変更の考え方及び今後、市が地域公共交通をどのように考えていくかといったようなことを説明する説明会を開催いたしました。その後、この2地区にあわせて湖畔地区、この湖畔地区につきましては以前から地域公共交通を考えていこうとする動きがございまして、機運が高まっていたというようなことから、この3地域を対象にいたしまして勉強会を行っております。この取り組みと並行いたしまして、市では市民の地域の方々及び運行事業者、市が協働して地域公共交通を考えていこうとするガイドラインを策定しておりました。ちょうどこの東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインの素案のパブリックコメントを実施していました期間に、芋窪、湖畔地域の要請により、このガイドラインについての出前講座を開催し、学習を深めてきたというようなことを取り組んでおります。その後、芋窪地域と湖畔地域には公共交通を考える会が立ち上がりまして、現在、地域内の道路の幅員等の調査をし、運行ルートの検討等を行ってるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 実際にその地域の方との検討段階ということですが、もう少しちょっと具体的に、どういう内容なのか教えていただけますか。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 公共交通空白地域というものが機械的に出現しているというのは、ガイドラインの地図等で御参考につけてございますので、ごらんいただけたらと思うんですけども、そこを埋めるために道路をどのように走るか、ルートをどのようにとるかといったことは、走らせたいところを通行できるわけではございません。交通管理者との協議の中におきまして、走れる道路等が限られますし、運行に当たってはバックで方向展開をするといったようなことも、誘導員がいなければできないといったようなこともございますし、地域によっては行きどまりの道路があるというようなこともある。そういう地域、地域でいろいろな

状況がございますので、具体的にどのようなルートが引けるかといったようなことを、まずは考えないと先に進まないというようなことから、現在そういったことの検討をしているというようなところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 現状そんな簡単にはいかないと思いますので、そういった意味ではこういった内容等、交流を深めていただいて前進をしていただければと思います。やはり空白地域になった市民の方からも、何とか走らしてほしいという要望を多く聞いておりますので、お願いをしたいと思います。

最後ですけども、今、芋窪・湖畔地域は検討組織が立ち上げられてるということですけども、その他の空白地域、清原とか新堀等に関してはどういう状況になっておりますでしょうか。

○都市建設部副参事(内藤峰雄君) そのほかに空白地域が幾つか出現しておりますけれども、そちらについて当初、平成26年と27年に市が説明会や勉強会を行ったということを、今すぐもう一度改めて行うというようなことは考えてございません。と申しますのも、地域交通を考えるのは、やはり地域の皆様方の主体的な取り組みをしていこうとする動きがあるところと、市が連携して進めていくのが持続可能な地域交通を維持していきける交通が構築できるのではないかという考えがございますので、現在取り組んでいる2地域に滞りなく進めていけるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) じゃ、それではよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、時間もあれですので、最後にAEDの設置についてお伺いしたいと思います。

アのコンビニ設置の推進についてですけれども、これに関しては以前に取り上げましたけれども、現在、24時間いつでも利用できるコンビニのAED設置がふえてきております。最近では、松戸市のコンビニで147店舗、AEDが設置をされました。また、この兵庫県播磨町ですか、コンビニ全店、これ10店舗、AEDが設置をされました。最近のことです。この播磨町ですかね——は人口3万5,000人なんですけども、今まで公共施設は44カ所、設置してありました。当市は現状46カ所ということ。緊急時にコンビニ設置がしてあるということで、市民がいつでも利用できる体制が必要だと思います。このコンビニ設置に関しては以前及び今回の答弁で、事業所として設置をしていただけるように協力を要請していくことが必要ではないかということで考えてるということですけども、これに関しては進捗状況をお伺いたします。

○総務部長(広沢光政君) コンビニへのAEDの設置ということでございます。確かに御質問者おっしゃいましたように、日本医療財団のほうでガイドラインを出してまして、その中で設置を考慮してもいい施設として、24時間営業のコンビニがあるということで、社会的対応ということも考えて、事業者さん方に設置のほうの依頼をしていきたいという考え方があるということで御答弁さしあげました。

これ御存じだと思うんですが、コンビニさん、1件1件、直接、私どもが回っても、これフランチャイズの関係、協会等の関係がございまして、なかなかそれができないということが判明しておりますので、今その協会さんを通じてお話を持っていけないかということで、その辺の検討をしているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) そうですね、今コンビニも大分ふえてきておりますので、そういったことはわかりますけども。これ2年前ですかね、コンビニのあり方を検討する研究会というのが、この報告書がまとまりました。これ大手の5社のコンビニの社長、大学教授などが参加してまとめられたものですけども、その中のメンバーに現セブン&アイ・ホールディングスの井阪隆一社長がおります。その当時はセブンイレブンの社長で

ありましたけども、コンビニは24時間、身近なところでオープンしているので非常にアクセスしやすい。積極的にお店のオーナーの後押しや自治体の要請に応じてAEDを設置していきたいと述べられております。

再度になりますけども、当市は2016年の2月にイトーヨーカドー、セブンイレブン・ジャパンと10分野にわたって地域活性化包括連携協定が結ばれております。その中の10分野ですけども、その1つに地域や暮らしの安全及び安心に関することとあります。その中で、警察、消防との連携、通報体制整備の防犯用品、あとAED等の設置配備があります。当市として、モデル店として設置を検討していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） モデル店でということでございます。今市内におよそ34カ所ほどコンビニございまして、セブンイレブンさんが今、多分2店舗ぐらいなのかな、たしかその程度ぐらいかなというふうに考えてます。今のお話でいきますと、対象となる店舗はセブンイレブンさんになってくると思えますんで、その辺は包括環境を扱っております企画財政部のほうとも話をした中で、そういったことができるかどうかも含めて研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 当然さまざま店舗が多いですので、やはり他市では場所を設置をして、危険な地域といえますか、地域ごとに決めてるケースもありますので、ぜひモデルとしてよろしくお願いをしたいと思います。

AEDに対しては、途中で終わりますけれども、やはり今まで質問させていただきました。さまざまな質問をさせていただきました。ぜひ、ぜひ、ぜひ要望として実施をしていただきたいことを、さらに要望して質問させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（押本 修君） 次に、9番、和地仁美議員を指名いたします。

〔9番 和地仁美君 登壇〕

○9番（和地仁美君） 議席番号9番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は2つのテーマについて取り上げさせていただきます。

1つ目は、市民協働についてです。

2015年2月に市は、「東大和市職員の市民協働の推進に関する指針」を策定しました。2年以上が経過した現在の市民協働の推進状況を確認したく、以下、お尋ねします。

ア、その後、どのような取り組みを行ったか。また、その効果としてどのようなことがあったか。

イ、アの取り組みを終え、今後、どのような取り組みを計画しているのか。

そして、ウとして、東大和市の市民協働の現状に対する認識と課題は何かをお尋ねします。

2つ目のテーマは、公益法人についてです。

明治時代に民法が制定されて以来、ほとんど改正が行われてこなかった社団法人制度、財団法人制度が、今から9年前、平成20年に大きく変更されました。この公益法人制度改革は、従来の公益法人制度にあった弊害を取り除くためということが議論の出発点でしたが、公益法人制度改革に関する有識者会議の報告書には、現

行公益法人制度を抜本的に見直し、民間非営利部門を社会、経済システムの中に積極的に位置づけるとともに、民意を反映して公益性を縦割りではなく、統一的に判断する透明性の高い新たな仕組みを構築することにより、今後ますます重要な役割を果たす民間非営利部門による公益的活動の健全な発展を促進し、一層、活力ある社会の実現を図ることが重要な課題となつていとあります。このように、この制度改革には活力ある社会をつくるという観点から、積極的に民間非営利部門を社会、経済システムに位置づけ、あわせて弊害を除去するという目的もあつたといえます。

個人の価値観や社会のニーズが多様化する中、地方分権により行政の裁量で担うことが広がり複雑化しています。このような状況で、行政ではそのニーズに対応することが困難であったり、一方、民間の営利部門である、いわゆる企業では採算がとれないという分野も出ています。こうした中、個人や法人が自由で自発的な活動を行っていく民間非営利団体は、さまざまなニーズに対して行政よりも迅速に対応することが可能であり、また自己実現などの採算性とは別の行動原理で活動することで、この分野においてニーズに合ったサービスなどを提供することが可能だと思います。そういう意味では、公益法人は行政と市民との協働の一つの形として捉えることができるのではないかと考え、今回は取り上げさせていただきました。

①市内にある公益法人について。

ア、どのような公益法人があるのか。

イ、その法人の公益性と行政とのかかわりについて。

②公益法人の活用について。

ア、他自治体の状況は。

イ、行政への民間活力の導入という点で営利法人、すなわち民間会社を指定管理者や業務委託にする場合と公益法人にする場合の違いは。

ウ、今まで、公益法人の活用を検討したことはあるか。

最後にエとして、公益法人の活用のメリットとデメリットについてお尋ねしたいと思います。

この場での質問は以上です。再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[9 番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、東大和市職員の市民協働の推進に関する指針を策定した後に行つた取り組みと、その効果についてであります。市民協働の指針は東大和市が目指す将来の都市像、「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を実現するため、職員相互で協働に対する考え方を共有し、推進する姿勢をまとめたものであります。この指針をもとに、さらに協働を意識して事業を推進できるよう、平成27年度から職員向けの研修会を実施しております。効果といたしましては、市民協働の考え方や必要性、協働でどのようにまちが変わるか、市職員として意識を持つきっかけになつたものと認識しております。

次に、今後の取り組みの計画についてであります。平成28年度より行政評価の一環である振り返りシートにおきまして、新たに市民協働の取り組みに対する視点を加えたところでもあります。これにより全ての事業におきまして市民協働の取り組み状況の確認や、次年度に向けた取り組みの手法の検証などが可能となりました。また、今後は協働で実施した事業についてまとめた事例を紹介し、庁内での情報共有や市公式ホームページでの掲載を計画しております。

次に、東大和市の市民協働の現状に対する認識と課題についてであります。各課におきましては実行委員会、協議会、講演や活動の場の提供など、さまざまな場面を通じまして市民協働に取り組んでいるところであります。このことにより、市民の皆様の参加の機会や連携が進んでいるものと認識しております。今後は市職員が協働に対する理解をさらに深めることにより、場面に応じた適切な協働の手法を取り入れていくことや、市民の皆様に対する機運の醸成が課題であると認識しております。

次に、市内にある公益法人についてであります。市内に主たる事業所の住所を置く公益法人としまして、公益社団法人東大和市医師会と公益社団法人東大和市シルバー人材センターの2つの法人があります。

次に、その公益法人の公益性と行政とのかわりについてであります。公益社団法人東大和市医師会は公衆衛生の向上を図るとともに、地域社会に貢献することを目的として事業を行っており、公益社団法人東大和市シルバー人材センターは、高齢者の活動機会の確保や高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりへの寄与を目的として事業を行っております。両法人ともに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められた公益認定の基準を満たし、公益社団法人として認定されているものと考えております。行政とのかわりにつきましては、両法人は市からの委託事業を受託するなど地域の公益に資する活動を行っており、市はその運営に補助金を支出して支援を行っております。

次に、他自治体におけます公益法人の活用についてであります。公の施設への指定管理者の導入としまして、総務省の調査結果によりますと平成27年4月1日現在、多摩26市中18市におきまして、公益法人が公の施設の指定管理者に選定されております。

次に、指定管理者等におきます営利法人と公益法人の違いについてであります。さきの総務省の調査結果では、指定管理者の選定手続きに関しまして、施設の特性上、管理運営を行う団体が特定される施設におきまして、公益法人が公募の方法によることなく指定管理者に選定されている例が多く見られます。なお、当市の業務委託に関しましては、契約内容によって公益法人に発注している委託業務があります。

次に、公益法人の活用の検討についてであります。市では市民会館、体育施設等の指定管理者の選定に際して、候補者の応募要項の中で応募資格を掲載しています。これらの応募におきましては、公益法人の応募を妨げてはおりません。実際に公益法人の応募はありませんでしたが、応募された場合はそれぞれの選定方法、選定基準により選定を進めることになるものと考えております。

次に、公益法人の活用におけますメリットとデメリットについてであります。他市におきまして公益法人が公募によらず指定管理者に選定されている例におきましては、市の政策を推進するために必要な施設について、市と密接な連携を図りやすいことがメリットの1つではないかと考えております。このような例にあつては、1つの法人が長く指定管理者として選定されることにより、コスト面で高くなる傾向にあることがデメリットの1つであると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番(和地仁美君) 御答弁、ありがとうございました。

それでは、最初のテーマ、市民協働について再質問させていただきます。

東大和市職員の市民協働の推進に関する指針の最後に、最後というか一番最後のページに、東大和市市民協働推進会議設置要綱と東大和市民協働推進会議委員名簿という形で、その会議に参加する委員の方、職員の方の名前が明記されています。今年度から庁内の組織変更が行われ、委員の中には役職なども変更になっている

例もあると思うんですけども、現在の推進会議委員のメンバーはどのようになっているのか教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 推進会議委員でございますが、平成26年5月1日から施行された東大和市民協働推進会議設置要綱に基づくものでありまして、当時、既に市民協働のまちづくりに取り組んでいた部署の副参事12人、及び主管部長の計13人をもって構成されました。平成29年4月の組織改正に伴いまして、構成人数に変更はございませんが、子ども生活部長を市民部長に、市民生活課長を地域振興課長に、学校教育課長を教育総務課長に改める要綱改正を行ったところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 新たなメンバーの方は、ちょっとホームページとか、そういうところでも閲覧できなかったんですけども、庁舎の組織変更に伴って要綱を改められたということですので、現在のメンバーの方も何かしら公表をされるべきだとは思いますが。

この市民協働推進会議のですね、その会議自体、その後の開催状況についてがちょっとわからないんですが、こちらの指針の先ほど言った要綱や推進会議の名簿の後に、平成26年度に会議が8回開催されたということが明記されています。先ほどの市長答弁でもありました。ただ、その後、この推進会議というものが開催されているかどうかということが、ちょっとどこにも、ホームページなどを見てもないんですけども、その後の状況を教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 東大和市民協働推進会議につきましては、東大和市職員の市民協働の推進に関する指針を策定するに当たり、平成26年度に行政アドバイザーを交えて、今議員がおっしゃいましたとおり8回開催いたしましたところでございます。それ以後につきましては、会議を開催しておりません。これは市民協働を積極的に進めていくためには、市職員の市民協働に対する意識改革が最重要であると考えまして、平成27年度からは市職員向けの研修を推進会議の開催に優先をいたしまして実施しているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 推進会議は、指針をつくるための会議ではなくて、庁内の職員の意識向上から協働の実現を推進するために開催されるため、会議をするための組織化されたというふうな認識を持ってよいのでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 議員が今おっしゃいましたとおり、これは指針を策定するための会議ではなく、その後、庁内として市民協働を推進する、ある意味、進行管理をするということを役目としている会議でございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 了解しました。

となりますと、先ほどの御答弁を踏まえまして、推進会議を開催するよりも職員の研修を優先して実施したほうが良いという判断で、今取り組まれているというふうなことだと思うんですけども、平成27年度から職員向けの研修を実施しているということが市長答弁でもございました。具体的にはどのような内容の研修を行っているのか、研修の回数であったり、その内容であったり、あと参加対象とする職員の方であったり、各回の参加人数であったり、概要で構いませんので教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 全庁的に、さらなる市民協働の推進に資するための第一歩として策定いたしました東大和市職員の市民協働の推進に関する指針をもとに、職員の協働に対する考え方を共有し、この指針をもとにさらに協働を推進できるよう行政アドバイザーを講師に招き、職員向けの研修会を実施しております。

研修でございますが、平成27年度は2回実施し、主事、主査を対象に1回目は30人、2回目は21人の参加がございました。28年度は3回実施いたしました。うち1回目、2回目は主事、主査を対象に、3回目は参事、副参事を対象に実施いたしました。参加人数は、1回目は21人、2回目は21人、3回目は27人でございます。内容でございますが、職員が心がけるべき市民協働として、協働することの意義、地域やNPO、企業などの民間の参画による幅広い連携の有効性、全国で展開されている協働の事例紹介などを受講いたしました。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 研修を開催されて、各回20人前後の職員の方が参加されているということですが、この指針を作成した後の一つの効果として、先ほどの市長答弁の中で行政評価の一環である振り返りシートに、新たに市民協働の取り組みに対する視点を加えたということで、私も振り返りシートをほかの質問の際なども見させていただきましたが、市民協働を記入する欄が新たに設けられたことは認識しております。

この東大和市が目指す協働というものに対する意識、認識を全職員が共有することということが、まず最初のステップだと思うんですが、この行政評価の一環である振り返りシートに記入するに当たって、そのシートを記入する人全員が同じ共通認識になっていないと、違う物差しでコメントを書くと思うんですね。なので、そういった振り返りシートの記入内容などを検証することなどで、研修などの成果によって共通認識が浸透しているかどうかということがわかると思うんですが、具体的な取り組みはその振り返りシートということでしたので、共通認識が浸透したことにより、新たな協働の取り組みが実現しているなどといった具体的な現象が、振り返りシート、またはその他のところで共通認識になっているかどうかということを感じるような点があったかどうか、教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 先ほど述べさせていただきました職員への研修におきまして、研修を受けた職員の中で今まで市民協働を意識していなかった職員は全体の約55%、特に若手の職員が多かったものであります。受講後は全体の84%の職員が市民協働について意識変化があったとアンケートで回答しております。大半の職員は、市民協働についての重要性は感じつつも、協働の担い手の発掘が容易ではない、あるいは行政が楽をしていると思われてしまうのではないかなというイメージを持っていたようでございます。しかしながら、研修を受けたことで、市と市民や団体がともに連携し、それぞれの自主性を尊重しながら活動することの有効性に気づいたという職員もおりました。研修会の開催によって、参加した職員が、今後、協働について少しでも考えていくきっかけづくりをすることができたと認識しております。そうした認識の変化が、行政評価の一環で実施している振り返りシートにおきまして、新たに市民協働の取り組みに対する視点を加えるきっかけになるものと認識しておりますが、まだ研修を受講していない職員も数多く、全職員が協働に係る共通認識を持ち得ているまでには至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 指針ができて、翌年から研修を開催しているということで、先ほど参加人数もお聞きしましたけれども、全職員が協働に係る共通認識を持ち得ているというまでには至っていないという今御答弁ありましたが、その現状についての具体的な課題というものはどのように認識されているのでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 全職員が協働に係る共通認識を持ち得ているまでには至っていないと、そういった理由といたしましては、研修の受講率がまだ全職員の約25%ほどであることがあります。また、次代を担う20代職員が全職員の4分の1を占めている今、今後さらに協働を推進していくためには、特に若手職員に対する協働意識の醸成が必要不可欠であります。そうした課題の解決に向けては、入職後、早期に意識づけの

ための研修を行うことも選択肢の一つであるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) ちょっと全職員の25%の方ということで、2年たってちょっと驚くというか、そんなに少ないのかなという印象ですけども、1度も研修に参加していない、先ほどどういう対象の方をというお話を聞かせていただいたんですけども、1度も参加していない職員の方というのも大勢いると思うんですが、この研修については基本的に自由参加なのか、それとも義務的な研修なのか、その点について教えてください。

○地域振興課長(大法 努君) 正規職員を対象に実施しておりますが、そのうち4分の3に当たります約330人ほどの職員が、まだ1度も研修に参加していないという状況でございます。協働をさらに推進するために、職員のスキルアップの一環といたしましての研修でありますことから、全職員が必ず受講する方向で研修を進めております。特に入職1年目から5年目の職員には、協働に対する知識、経験が少ないことから、各課には優先して参加のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 今はっきりと御答弁いただいてないと思うんですけども、全職員が必ず受講する方向で研修を進めている。参加のお願いをしている。これは市として、今後、行政、これからの持続可能な行政、市の発展を考えた場合、必要不可欠だというふうに考え、全職員が研修に出るべきだというふうな位置づけだと私は認識をしておりましたが、今の御答弁からしますと自由参加の研修という認識でよろしいですか。

○地域振興課長(大法 努君) 自由参加というわけではございませんが、今後の市の取り組みの方向性から考えますと、自由参加というよりもほぼ義務的な研修に近い位置づけにしたいと主管課では認識しております。ただ、研修の回数も限られているということもありますので、十分な意識の浸透には至っておりません。今後は、例えば新入職員の研修に取り入れるような検討はできないかなど、協働に対する意識の醸成の加速化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) そういうふうに考えますと、先ほど御答弁でも協働推進会議は指針をつくるためだけのものではなく、推進をする、まさに推進をしていくための運営管理というか、進行管理をするような会議であるという御答弁あったんですけども、今のいろいろな研修の状況とか共通認識の現状というところを考えた場合、現状を把握する、そして目指すべき姿とのそのギャップに対する対策などとか、先ほど新入職員に対する研修に入れてはどうだという御意見もありましたけれども、そういった具体的な対策、推進のための対策を練るのが推進会議というふうに、私はそれが名前のとおりのあり方だと思うんですが、この推進会議というのは今後どのように開催されていくとか、あり方について何か決まっていることがあれば教えてください。

○地域振興課長(大法 努君) 東大和市民協働推進会議につきましては、東大和市における市民協働のまちづくりに係る各種施策を総合的に推進するために設置したものでありまして、所掌事務といたしまして市民と行政との協働の推進に関することがうたわれております。指針策定後は、推進会議での議論を深めるための基礎資料として、各課の協働への取り組み状況を取りまとめる必要がありました。そこで、行政評価の一環として前年度事業に対する評価を行う振り返りシートにおきまして、28年度提出分から市民協働の取り組みに対する項目を加え、前年、27年度分の振り返りを行ったところでございます。現在、28年度分の振り返り作業を各課において行っているところでございまして、これがまとめられる11月以降に、27・28年の2カ年の協働の取

り組みを確認するための基礎資料を作成し、推進会議に提示をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 了解しました。

そうしましたら2カ年の結果を比較して、その変化などを検証しながら、また今後の取り組みを決めていく推進会議、11月以降ですか、開催されて、さらなる具体的な取り組みが決まるというふうに、今の御答弁から認識しましたが、それでよろしいですか。

○市民部長（村上敏彰君） 11月以降に2年分のデータが取りまとまりますので、推進会議におきましては庁内における取り組みの現状について委員の中で情報をまず共有いたしまして、さらには議論を掘り下げて、課題等、整理をさせていただきたいと思っております。担当部としては、今後の具体的な取り組みまで推進会議の中で深めることができればなど、このように考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 了解しました。じゃ、秋以降、どのような形で出てくるか、少し見守って楽しみにしたいと思います。

東大和市職員の市民協働の推進に係る指針は、今回この質問をさせていただくに当たって、再度見直してみました。読んでみたんですけれども、何度も読んでも、そうだなというようなぼやっとした感覚はあるんですが、東大和市が本当に目指す協働のイメージというか、どういう形のことをとって協働なのかというのが、明確に私のほうでは把握できないような内容でした。市長答弁では、実行委員会、それから協議会、講演、それから場の提供ですか——などさまざまな場面で市民協働に取り組んでいるということでしたけれども、これらは70年代に多く使われていた市民参加という言葉があったかと思うんですけれども、そういった市民参加と同じように感じる部分があるんですけれども、今東大和市が考えているこの市民参加と市民協働という言葉の違いは何なのかということが、何かございましたら教えていただきたいんですが。

○地域振興課長（大法 努君） 参加につきましては、市民の皆様が市の行政運営に主体的に参加し、市の政策に関する計画、実施や評価の過程におきまして自己の意思を反映させるために意見を述べ、または提案すること。そして、協働につきましては、東大和市職員の市民協働の推進に関する指針においても明記しておりますが、市の目指す将来の都市像の実現のため、市民や行政など立場の異なる複数の主体が、それぞれの役割と責任を果たしながらともに連携し、協力しながら主体的に活動することと認識しております。協働へと発展する過程の一つとして、参加という形態もあるというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今の御答弁からしますと、参加、協働ともに主体的にという表現は入っていましたので、それぞれの役割と責任を果たしながらという部分についてのみ、協働と参加の言葉の説明として違うのかなという印象を受けました。

それぞれの市民と行政の役割と責任ということが、要するに参加と協働の違いについてのポイントになると思います。

先日、ちょっと話は変わりますが、ブランド・プロモーションの指針というものが公表されて、非常に充実した内容だなと思って楽しく読ませていただきました。このブランド・プロモーション指針を作成するに当たって、牧瀬准教授にアドバイザーで入っていただいていると思うんですけれども、このまち・ひと・しごと創生総合戦略におけるアドバイザーをしていただいている牧瀬准教授のブログを、私ちょこちょこ見て

るんですけども、その中にこういうコメントがありました。「自治体によっては、市民参加と協働を同じに捉えているところがある。安易に今は協働がブームだから協働を使っちゃおうという考えが見てとれる自治体が少なくない。それが結果として協働の失敗を招いてしまっていることになる。」というふうに、牧瀬さんはちょっと違う分野でアドバイザーしていただいているんですけども、牧瀬准教授の言葉がありました。これを読んでそのとおりだなと思ったときに、当市の考えている参加と協働の違い、すなわち行政と市民とが協定をするときに、それぞれの役割と責任についての認識というものを、きちんと職員の方たちが共通認識の中で持たれないと、協働の失敗という言葉をかれば、なかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに感じたんですが、この役割と責任分担のようなポイントは、職員の中で、共通認識の中で重点を置いて伝えているのかどうかについて教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 職員に対する研修におきましても、講師から協働は市民と行政ができることを分担すること、そして責任を明確にして取り組むことが、ともに課題解決に当たる際に必要であり、また重要であることを説かれております。そうしたことから職員におきましても、共通認識として理解しているものと認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 了解しました。

では、そういう点では職員の方も協働のイメージは、参加と違った形できちんとそこは区別してというか、違う形のものだという認識を持たれているということで理解いたしました。

じゃ、ちょっとそもそも論に戻って大変恐縮なんですけれども、何で東大和市は市民協働を推進しなければいけないのか。言いかえますと、推進が進まないとかのような不利益があったり、どのような害があったり、東大和市にとってよいことでは、まあ悪いことですね、悪い影響があるということを考えているのかという点について、根本的な問題ですけども、教えていただければと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 市民ニーズが多様化、複雑化する時代にありまして、持続可能な社会をつくっていくためには、従来型の行政による取り組みのみならず、地域の多様な主体が力を合わせて地域の課題解決に取り組むことが必要であり、そうした取り組みを取り入れなければ多様な市民ニーズに的確に対応できなくなることも想定されるため、市といたしましても市民、地域、事業者などと適切な役割分担を築き、市民協働を推進する必要があると認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうですね。そのとおりだと思うんですけど、ちょっとくどいような質問をして申しわけありませんが、多様な市民ニーズに的確に対応できなくなるから、地域の多様な主体が力を合わせて地域の課題解決に取り組むことが必要であるという今御認識を示されましたが、何で必要なんですか。

○地域振興課長（大法 努君） 地域社会の多様化した市民ニーズに応え、課題解決を図るには、これまで行政が培ってきた役割の全てを今後も担い続けることには限界があり、さまざまな地域資源やマンパワーを活用し、知恵を出し合い解決する仕組みの構築が必要であります。こうした仕組みの一つといたしまして、市民協働は有効な手段であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 協働という言葉は、恐らく2000年前後からさまざまな行政区分の関係で使われるようになった造語だと思いますけれども、この協働という、協力して働くのほうの「協働」ですね——がクローズ

アップされた背景として一番大きく挙げられているのは、地方分権の改革で住民自治の充実が言われ、いわゆる地方でそれぞれの地域に合った自治体の裁量で市民ニーズに応えた行政、自治をやっていくことが必要になったという背景があったり、もしくは98年にNPO法が施行されましたので、市民活動の活発化という形が背景としてあったり、それから一番大きな問題かもしれませんが、自治体財政の厳しさ、なおかつやることが広がっているというところで、今の言ったNPOを初めとした市民活動の活発化や市民の力量を前面に押し出して、公益のために市民の方にも汗を流してもらって、力を出していただいて、ともに行政を進めるという背景があったと思うんですが、この地方分権であったり市民活動の活発化であったり、自治体の財政の厳しさ、ニーズが多様化しているなどといった、こういったポイントについて市民の人と、もしくは職員間と共有されているというふうに思いますか。

○地域振興課長（大法 努君） ただいま議員から紹介のありました事項につきましては、残念ながら職員間や市民との共有には至っておりません。当市においては、知見のある人的資源も多く存在すると思われれます。地域の活性化、それから課題解決を図るために、そうした方々や専門性、豊かな発想力、情報力を備える団体などと出会い、連携することは市民協働の推進に欠かせないものと認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 確かに当市には非常に、市民の方を人材という言い方をしてはどうかと思いますが、本当に多種多様な活躍いただけるような方がいるなというふうに、市民の方とのさまざまな出会いのところで感じております。協働の目指す形として、そういった市民の方に御活躍いただくという形がいいと思うんですけども、その公益的分野のですね、よく協働に関しては「自立」、自分で立つ、あと自分で律する「自律」、両方の「じりつ」が必要だというふうに言われていますが、東大和市においてそのような視点で、ある分野、言いかえれば市民と行政が同じ目標を共有した上で、市民の方が直接担うほうが行政が行うよりよいと考えられるような事業に対して、市民が自主参加、自主企画、自主運営することとして行政が後方支援、言いかえれば黒子として市民に任せるっていう形に移行できる事業というものがあるかないか、それは先ほど市長答弁にありました実行委員会といったような、一つのイベントの単発的なものではなくて、恒常的な、継続的な取り組みとして行政が黒子になり、市民の方にお任せするほうがいいんじゃないかというようなことを模索したことは今までありますか。

○地域振興課長（大法 努君） 平成12年度から13年度にかけて、市立地区集会所の管理業務を自治会に委託することを検討いたしまして調整会議を行いました。参加された自治会からは、受託に否定的な意見が多数出たため実現はしなかったという経過がございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そういった否定的なとか、受託できないというお話がいっぱい出たということですけども、そのときの意見の具体的な内容について幾つか、重立ったもので構いませんので概要を教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 否定的な意見の内容でございますが、例えば業務時間が長過ぎる、利用者間のトラブルに対応ができない、市の財政負担の軽減のために自治会に業務委託をするのかなどといった意見もありましたことから、現実には実現には至りませんでした。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうですね。私もいろいろと公共の施設を借りて活動を市民の方とすることありますが、

もっと長くあけてほしい、早くあけてほしい、何とかかんとかということがありながらも、全部任せるよと言ったら自由にできるかなというふうにする部分はありますが、いざとなるとそのような発言が出るというのも、私は現実だと思っております。

市民協働の実現には、そうしたことから考えましても、行政だけではなくて当事者というものが、行政と市民と両方いるわけですよ、市民協働なわけですので。市民の方の意識づけということも必要だと思うということが、今は職員の方の研修のみということでしたが、今までの御答弁からもうかがえると思います。行政側だけが協働、協働と言っても、パートナーとなる市民の方が不在では絶対実現できないのが、この協働だと思います。

また、さまざまなニーズに対応するために市民協働に適した業務というものを、この行政振り返りシートというのは、各部課というか、担当の業務ごとに書いてますよね。それで自分の担当してるものに対しての視点で皆さん書かれてると思うんですけども、そうではなくて全庁的に、横断的にこれが協働に適してるんじゃないか、もしくは市民の方に一緒にやらないかと声かけしてはいかかというような形で検討したほうが、非常に効率的だと思いますし、参加だけにとどまることなく、一緒に取り組むという形も実現性が高くなるんじゃないかなというふうに思っております。

本当の意味での市民協働の推進を実現するためには、横断的に、また市民との対話、対応、それから窓口といった形を総合的、かつ専門的に取り組む部や課が必要だと考えられますが、今現在、市民協働に対する市の体制はどのようになっているのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 平成29年4月の組織改正によりまして、市民生活課が地域振興課に改められまして市民部の所属となりました。市民部には、事業者と関連の深い産業振興もありますし、また地域振興課は自治会などの地縁組織のつながりもあります。こうしたことから、行政と、あと市民協働の担い手になります市民、事業団体との相互連携がより図りやすい組織となりましたことから、こうした組織のつながりを通じまして市民協働をさらに推進していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 体制も強化されたということですので、また11月に推進会議も開催されて、庁内の目標と現実のギャップをどう埋めるかという具体策も出てくると思います。並んでどのタイミングからがいいかという部分は、多分担当の部や課の方がいろいろ研究されてると思いますし、推進会議でもさまざまな意見が出ると思いますが、もう1人のパートナーである市民に向けての協働のいろいろな考え方や進め方というものを知らして、知っていただく機会というのをも同時に考えていただければなというふうに思います。

1つ目のテーマは、以上としたいと思います。

2つ目の公益法人についての再質問に移らせていただきたいんですが、先ほど壇上でも言いましたけれども、市民の自主参加、自主企画、自主運営といった自立と自律ですね。立つ、律する、両方のもと、公益的な事業を責任ある立場で実行してもらう可能性の——もしくは言い換えれば一つのステージ、場を与えるというような考え方として、この公益法人の活用の可能性を探りたいなと思っていて、今回、質問で取り上げさせていただきました。

先ほど市内にはシルバー人材センターと公益社団法人東大和医師会というものが2つあると市長答弁でありましたけれども、この両法人に市は事業を委託して、その運営に補助金を支出しているというお話でした。補助金を出す事業を委託するといった以外のかかわりみたいなものはあるのでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 公益社団法人東大和市医師会ですが、補助金以外といたしましては、医師にしか行えない市の事業について契約をしている事業があります。具体的には、定期予防接種事業におきまして子供の予防接種、高齢者の予防接種、健康増進事業におけます健診、健康相談などであり
ます。

次に、公益社団法人東大和市シルバー人材センターですが、平成28年度の案件ですが、業務委託を契約したものといたしましては、施設管理委託、除草委託、配送業務委託等があります。

以上です。

○**9番（和地仁美君）** 公益ということですので、行政のやっていることも、行政サービスの公益性そのものだと思うんですけども、そういった点で市にはさまざまな施策や計画というものがいろいろありますけれども、この施策や計画などに目標などを設定されている中で、この公益法人に、2法人にさまざまな事業を依頼しているんですけども、その目標を共有していたり、またその目標達成のための情報交換や、それぞれの行政と、その公益法人の役割分担などについて話し合うことなどはあるのでしょうか。

○**福祉部長（田口茂夫君）** 福祉部の例で少しお話をさせていただきたいと思います。

健康課では、公益社団法人東大和市医師会とは、1年に1回は事務連絡会を開催いたしまして情報交換などを行っております。その中で、過去にはこの事務連絡会を通じて、現在実施をしております5歳児の健康診査が実現をしております。また、高齢介護課では、高齢者が住みなれた地域で安心して生活することができるように、地域包括ケアシステムということの構築に向けて、医師会を初めとする多くの事業者などの御協力を得て、地域包括ケア推進会議及び各部会を設置してきてございます。この中では、医師会の現在の医師会長であります有村医師会長のリーダーシップのもと、在宅医療、介護連携や認知症対策の課題につきまして、情報共有を図りながら対応してきてございます。さらには、この中にあります介護と医療連携におきましても、医師会の多大なる御協力をいただきまして、平成29年度、今年度から在宅医療介護連携支援センターを立ち上げまして、医療機関と介護事業者の連携を深めていただいております。このことによりまして、市民の皆様への適切な対応に寄与しているというふうを考えております。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** 全てが全てそうではないと思いますが、今のお話を聞きますと、いわゆる営利、いわゆる民間企業といいますか、営利を追求しなければならない法人の方に、例えば同じような業務を請け負うところがあった場合、それをお願いしたときも、やはりニーズとしてこういうことを目標にしているんだと、それは共有はすると思いますけれども、今多大なる御協力というお話であったり、公益という話が出てますので、これはやはり公益法人を掲げている方たちならではの御努力や、いわゆる共感性であったりとか、そういった部分が担えているというふうな今のお話で受けとめたんですけども、やはりそれは公益法人ならではの協力体制だということは感じてらっしゃるか、感覚のお話になりますけれども、済みません。

○**福祉部長（田口茂夫君）** 一例に先ほど5歳児の健康診査を少しお話をさしていただいておりますが、法定健診といたしましては、3～4カ月児の健康診査、1歳6カ月児の健康診査、3歳児の健康診査ということで、法的に定められて実施はしてきてございます。3歳児以降の健康診査がないということで、なかなか小学校での適切な就学のための前段階の健康診査ということは必要であろうというところで、医師会の先生方ともいろいろ御協議をさせていただく中で、日々の診療業務のある中、御理解、御協力いただきまして、東大和市独自のところになるかと思いますが、5歳児の健康診査の必要性を共有できておりまして、実現をさしていた

だいてる。こういう点からも、医師会の皆様に公益性というところは大変御理解をいただいているというふうにご考慮しております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（和地仁美君） 午前中、最後の御答弁では市内に主たる事業所を置く公益法人との協力体制、そして言い方を大きく捉えれば協働という形で市の業務に当たっているというお話を聞かせていただきました。

市長答弁の中でもございましたが、他自治体における公益法人の活用について、公の施設への指定管理者の導入として総務省の調査結果では、多摩26市中18市において公益法人が公の施設の指定管理者に選定されているという内容があったと思います。この18市の主な傾向など、把握されていることがあれば教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 18市におけます公の施設への指定管理者の公益法人が選定されている傾向についてであります。18市におきましては、まず施設の数が18市合計で312施設あります。このうち、195施設が駐車場、自転車駐車場、都市公園、児童公園等の基盤施設に該当するものです。また、69の施設が市民センターや文化会館、美術館、博物館などの文教施設となっております。

以上です。

○9番（和地仁美君） そうしますと、指定管理として請け負っているというところではいいですと、市民センターや文化会館、美術館、博物館など、あとは駐輪場ですか——といったような、今例を出していただきましたけれども、私も幾つか、こういった調査の結果というものを見させてもらいましたけれども、その中でも教育、文化分野が、公益法人が指定管理という形で請け負っているという、分野としては一番多く、次いで地域振興、まちづくり、生活環境分野などの施設管理や指定管理という形でやっているところが多いという結果が見られました。この指定管理者以外のこういった公益法人の行政との協働的な事例というものが、もし御存じであれば教えていただきたいと思っております。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの御質問でございますが、他自治体におけます協働の具体的な事例でございますが、確認ができておりません。ただ、多摩各市におきましては、シルバー人材センターがおのの公益社団法人として存在しております。業務委託など行っている可能性があるかと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 了解しました。

当市における指定管理者の方は、いわゆる民間企業の方が請け負っていただいておりますけれども、そういった民間企業、言い方、変わりますと営利企業が指定管理者となる場合も、行政の目指すべき姿というか、目標にしているものを共有して公募いただいて、それですり合わせての指定管理者として頑張っていただいていると思うんですけれども、公益法人と営利企業が指定管理者になった場合の違いというのが幾つかあると思いますが、一番こういった施設管理でありますと、利用者である市民の方、利便性であったり、愛される、とてもいい施設だねって思っただけが、一番最大の目標になると思っておりますが、この利用者である市民の声や

意見などというものを指定管理の方にはどのように届いているのか、またどのように活用されているのか、活用した結果、どんなサービス向上があったのかという検証をする方法はどのようなものがあるでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** では、例といたしまして、当市の市民会館におけます取り組みについて御答弁させていただきます。

指定管理者を導入しております市民会館におきまして、市民の声や意見の把握をする方法であります。指定管理者が貸し出し施設に関するアンケートや事業に関するアンケート、こちらは主催事業開催の都度、実施しております。また、指定管理者におきまして継続的利用者、利用団体と1年に1回、利用者懇談会を開催しております。このような方法を用い、市民の意見を把握することによりまして、その後の利用者懇談会やアンケートでの御意見、御感想をもってサービスの向上につながっているかを指定管理者におきまして確認をしているところであります。指定管理者におきましては、利用者懇談会においていただきました御意見を真摯に受けとめホームページに掲載するとともに、職員一同で共有をしております。指定管理者として事業内容の充実につなげられるよう、順次改善に努めているところであります。また、指定管理者を導入している施設に対しまして、市民の声や御意見が市に届けられた場合であります。主管課を通じまして指定管理者と情報を共有することといたしております。

以上です。

○**9番（和地仁美君）** 市民の声は、今御答弁あった形でいろいろとサービス向上に活かされているということだと思うんですが、ちょっと遠回りしたような質問で非常に申しわけなかったんですが、今回、公益法人という形で取り上げさせていただいてまして、この法人に何らかの形で市民の方がその事業にかかわる、要するに運営側に回るということは、利用者と運営者が非常に近い形になるので、より公益性ということを考えて、利益ということをもたないところで、サービス向上で、自分たちでいろいろなものをつくっていただけるような仕組みができないかなというふうなことで、それに対する形で営利企業の場合を今聞かせていただいたんですが、今、東大和市で体育協会さんが法人化を目指して動き出しているという形の報告を、予算委員会でも聞きましたし、先日の体育協会さんの総会の中でも伺いました。まだ、公益法人化はしないで、一般社団法人になるのかなと思うんですけど、そういった法人化をした場合、ただ体育協会という形で運営しているのと、法人化したときのどのような変化が出てくるのか、言いかえると今までにできなかったことが何かできるようになるのか、もしくは市としていろいろと体育協会さんと協力して行っている事業ありますが、法人化された後にこんなことができるようになるんじゃないかといって協力体制がより強化されたり、いろんな事業が展開できるというような、期待しているようなことがあれば教えてください。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 体育協会が法人化することで、何を期待するのかというところでございますけれども、特定非営利活動法人東大和市体育協会の設立に向けましては、本年の5月14日でございますが、体育協会が総会を開催いたしまして、出席者全員の総意であることを確認し、東京都に法人化の申請をするということになってございます。総会の中では、会長のほうから、これまで以上に体育協会が主体的な活動を行い、社会的信頼を得て東大和市民のスポーツ振興、発展に尽くしたいという思いを述べられまして、法人化を目指すという説明をされました。その上で、将来の体育協会の方向性を定めていただいております。

教育委員会といたしましては、体育協会のこれまでの実績も踏まえまして、新たに特定非営利活動法人として、今後、当市のスポーツ振興の発展に貢献していただけることになるというふうに期待をしているところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君）　ますます今まで以上に、当市のさまざまな体育協会の携わっているような活動を発展させて、発展に尽くしたいという思いを語られて、今回このような動きになっているということでしたけれども、法人化をするということは、今、社会的な信頼とかが向上するということはもちろんだと思いますが、一方でさまざまな経営指標をディスクローズする義務が出てきたり、運営上、言い方、悪いんですけど、手間なこともふえると思います。そういったいろいろな、いろいろ運営管理上、今までよりも大変になるという一面もありながら、法人化するっていうことのメリットは、社会的信頼を得られるということ以外にどんなことが考えられるのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君）　法人化のメリットについてでございますが、一般論で申し上げますと、重なりますが、まず一番大きいのはやはり社会的信用を得やすくなることであると思います。また、その他といたしまして、法人名で不動産登記ができることや、銀行や口座を法人名で開設できること、契約を法人名で締結できることなどが考えるところであります。

以上でございます。

○9番（和地仁美君）　不動産が持てるのか銀行口座がその団体名で持てるのかということだけ、手間を比較したときに、ちょっとそれがどういうバランスなのかなという点がありますけれども、やはり私の個人の感想でいいますと、法人化をするということは、今まで以上に役割であったり責任というものであったり、先ほどは社会的な信頼という言葉で表現されてたと思うんですけども、信頼、イコール、責任という重みが同じぐらになってくるって考えたときに、曖昧な言い方ですけど、覚悟というか、そういったものというものを決めて、これからますます尽力されていくという姿勢というか、そういうことなんじゃないかなというふうに私は個人的に受けとめました。

また、法人化することで、今まではやってこなかった自主事業みたいなものとか、そういったものをより積極的に取り組まなければいけないという意識づけにもつながって、ますますいろいろな事業を展開していただけるんじゃないかなというふうに期待しているところなんですけれども、先ほど壇上で少し述べさせていただきましたが、公益法人の法律を見直すところの中で述べられていたもので、縦割りでなく民意を反映した形で行政の取り組みや公益的な活動ができるのが公益法人の特徴というふうな形で、私のほうでも述べさせていただきましたが、例えば体育協会は社会教育の分野だと思うんですけども、例えば大きな意味で言ったときの体力づくりであったり、スポーツであったり、オリンピック・パラリンピック教育という分野では学校教育につながっていったり、あと健康とか、健康寿命の増進とかといったような形を全体的に、市内のそういった体力と云えばいいんですか、健康と云えばいいんですかね、そういったことでくった場合には、庁内では部とか課が分かれていってしまうと思うんですよ。そこで、やりたくても人がいなくてできないとか、手間がかかるからできないというものを、一つの体育協会というか、体育、今度名前変わります、法人化しますけど、そこに載せた場合、より効果的な相乗効果の出るような事業というものもあると思うんですけども、体育協会にならないから法人化という形に一つステップアップすることで、市民ニーズを反映した活動に広がって、市民の満足度が向上するような事業というものは、例えばこんなものがあるんじゃないか、今時点で言える範囲で可能、不可能というのはちょっとわからないと思いますけれども、例えば体育協会が法人化したときに、こんなものもお願いできたらできるんじゃないかというものがあれば、教えていただきたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君）　公益法人となりました体育協会に、市民ニーズを反映した活動や市民の満足度

の向上が期待できる事業を委託できるかについてでございますが、体育協会の定款には、今回の総会で配られた定款ですけども、目的としまして、この法人は広く市民に対して、スポーツ振興、健康、体力づくり、競技力の向上及びスポーツの普及とまちづくりに関する事業を行い、スポーツを通じて健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会づくりに寄与することというふうに定めております。

そこで、今議員の言われました市で行っている、庁内でそれぞれでやっている、例えば体力づくりやスポーツ全般、健康に関することやオリンピック・パラリンピックの件もそうですが、それぞれの部署でやっていることを、そちらの内容も突き詰めれば、市民の健康寿命の延伸という言葉でくれるといたしますか、まとめられるものだというふうに考えられます。それに、今も答弁しました体育協会の定款にある目的にも合致しているというふうに理解をいたします。庁内のそれぞれの部署でやっている事業を総合的に委託することができるかどうか、具体的な事業として今ちょっとここでお答え的には御用意できてませんが、その内容について委託できるかということについては、相手のあることでもございますし、御提案いただきましたので、その可能性についてまずは相談をしてみたいと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） ぜひ、1足す1が2になるというより、1つの器に乗せたときに掛け算になるような効果というのがあると思うんですね。例えば介護予防リーダー、ゆうゆう体操を指導する方をふやして、ゆうゆう体操の実施場所をふやしたいといったときに、例えばその体育……。そういったところと一緒にコラボレーションしてやったときの人材が出せるかどうかというところであったり、これから部活動の指導についても、先生方の負担が大きいくということ、国のほうでも問題になったりとかしてるんですけども、その指導者の派遣というところを教育委員会や各学校単体でやるのではなく、一つの窓口としてやっていただくというような、いろいろな可能性を感じるんですけども、それも一つの市民協働という形になるんじゃないかなと。そのときに、それを乗せる器がないとなかなか継続的な活動にはつながらないという形で、今回の体育協会の法人化というものを一つの先例というか、事例としてちょっと注目をして、その協働という視点で見て、どうにかうまくお互いのためにならないかという、そして市民のためになることできないかという視点で、経過を見守って協力していただきたいなというふうに思っております。

一般的な他市の公益法人、この近隣ですと武蔵野市が非常に公益法人の活動が盛んだということは、御存じの方、多いと思いますけれども、そういった公益法人の組織はどのような、先ほどハミングの例で言ったときに、そこに市民が運営側にもいれば、利用者も運営者も市民なので、より情報やニーズがという話を触れさせていただきましたが、一般的な他市のそういった公益法人の組織は、どのような人で構成されているのか。例えば公益法人に市の職員を派遣する場合には、公益的法人などへの一般職の地方公務員の派遣などに関する法律のもと、各自治体で条例を定めて、それで派遣していると思うんですけども、派遣されている例えば職員、市の職員の方は地方公務員法にのっとって勤務するのか、そのほかの公益法人職員、プロパーの方って言い方がいいのかわかりませんが、そういう方は労働基準法で管理をする背景の法律というのは変わってくるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいま御紹介いただきました武蔵野市の公益法人の事例でございますが、ホームページで確認できた内容につきまして申し上げます。

公益財団法人となります武蔵野生涯学習振興事業団のホームページの記載であります。この法人であります。10の施設の指定管理者に選定がされています。職員の構成及び人数であります。平成28年3月31日現在

の市、武蔵野市からの派遣職員が9人、法人職員が33人、合計42人となっていました。組織といたしましては、本部事務局、スポーツ振興課、野外活動センター、文教施設と4つの部門に分かれています。この4つの部門に、先ほど申し上げた派遣職員、財団法人の職員以外に嘱託職員、臨時職員と言われる職員が配置をされているようですが、人数につきましては公表はされておりました。

市の職員の派遣についてであります。先ほどおっしゃっていただきました公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例にのっとり派遣がされています。法人職員につきましては、労働基準法に基づく勤務となっておりますが、市からの派遣職員は市の職員と派遣先職員の身分を有します。その結果、争議行為等の制限などは引き続き適用を受けるということでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 了解しました。

そうしますと、公益法人の武蔵野市から派遣されている職員じゃなくて、公益法人の職員の勤務体系の自由度というのは、背景となっている法律が違うわけですので、いわゆる公務員というか、武蔵野市から派遣された職員、もしくは武蔵野市の方が市庁舎で働くときの勤務体系よりも、自由度というかですね——というものは広がるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 当市におきましても、任命権者が正規の勤務時間の割り振りを別に定めることができ、柔軟な対応を可能としておる事例もあります。ただ、さきに申し上げました武蔵野市の法人の場合は、当初から午前9時30分から午後10時までの施設の開館時間を実現させるなど、より柔軟な対応ができています。

以上です。

○9番（和地仁美君） 今さまざま公益法人の活動であったり、もしくは前段の協働の話もさせていただきましたけれども、今までの流れの中で再度お聞きしますが、公益法人に任せたいほうが、もしくは公益法人という団体という言い方がいいのでしょうか、そういったところと協働したほうが、行政で直接行うよりサービスが向上すると思われる分野は何かあるのでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 自治体が出資金を出して、公益法人のほうに仕事をお願いしている例も多々あるかというふうに思っています。特に専門的な分野に関しましては、その知識や、その専門的な知識を生かすようなところで、いろいろ公益法人も活用できるのではないかと考えております。そういう中で、先ほど御紹介ありました文化や芸術、あるいはもしかしたらスポーツだったり地域の関係だったり、そういうところで密着したサービスができるような公益法人については、市と連携して事業を行うというところでサービスの向上が期待できるのではないかと考えているところでございます。

○9番（和地仁美君） 一定の専門的な分野というのは、長年そこに在籍すること、在籍というか、担当と言えいいんでしょうか、蓄積されて効果を発揮するという分野もあると思いますし、それは一つ芸術の分野であったり、文化の分野であったり、担当の方が年中かわってしまうと、やはりそこで薄まるというか——というような部分があるんじゃないかなというふうに思いますが、一方で先ほどの市長答弁のほうで、一つの法人が長く指定管理者として選定されるとコストが高くなるというデメリットがあるという発言があったと思うんですけども、その理由については何か、なぜコストが高くなるのか、誰のコストが高くなるのか、その点についてもう少し詳細、御説明ください。

○企画財政部長（田代雄己君） 例えば公益法人になりまして、職員の数に限られてくるとします。そうなりますと、例えば若い職員がいるときにはよろしいわけですが、その方々が年齢が上がるにつれて、その職が必要になってくる、給料を上げるということも考えられます。あるいはまたポストという形で、ある程度の役職も付与する必要も出てくるかと思えます。そうなりますと、その指定管理者として仮にその公益法人が選定されてる場合、そのお願いする法人の運営上のコストはかかってくるかと思えます。加えまして、その公益法人に市が指定管理をお願いしてるとしますと、運営経費や、それ以外に自主的な活動をする経費もあるかと思えますけれども、それ以外に不足が生じる場合には指定管理委託料という形で、自治体のほうが負担することになるかと思っているところです。そうなりますと、市が指定管理者をお願いしている指定管理委託料が高めで維持されてしまう可能性があるということで、特定のそういう公益法人を長くやっていただくことによる一つはそういう人件費の問題などもありまして、コストが高どまりする可能性があるんじゃないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 在籍期間が長くなれば、日本の雇用形態というか、就業慣習としては年功序列というか、長いれば給料を上げていくのがモチベーションを保つ一番簡単なやり方でしょうけれども、法人経営って言い方をするのがいいのかわかりませんが、ある一定の組織を経営する上での、それは誰でも当たる壁ですし、それが法人経営をするという形であった場合は、やっぱりその経営の工夫であったり経営努力というのは、民間企業であれ公益法人であれ同じ課題で、一番簡単なのは長く雇用しないで、余り育っていないところで人を入れかえる分野をつくるみたいな、そういうような手法に出ると同じ内容の御答弁だったかなというふうに思うんですけども、これは特に公益法人だったから、今お答えいただいた部分というのは、民間のいわゆる普通の会社に指定管理、お願いしたときも、その指定管理委託料でマイナスが出た分は補うという話は同じですよ。公益法人の特殊事情ではないか、そこだけ教えてください。

○企画財政部長（田代雄己君） おっしゃるとおり、民間の普通の法人でも同様の傾向があるかと思えます。また、一方で民間の場合、どこもそうかもしれませんが、自主事業を行ったり別の観点からサービスの向上を目指した独自の事業を検討して、その収入を得ることによって指定管理委託料がふえないで済むような、そういう工夫もされてると思います。ですので、同様に公益法人もそのような取り組みをしていただくことによって、経費の改善というかですね、そういうところは想定されると思っております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そのとおりだと思います。自主事業という形は公益法人の――先ほどちょっと例に出させていただいた武蔵野市の公益法人のほうも積極的に行っています。自主事業が収益化するということが、イコール利用者をふやす、利用者に愛されるということで、それは公益法人、あそこは市民協働の形の公益法人という形で運営している形態、武蔵野方式と呼ばれてますけれども、そういったところをより身近、相手の立場に立ちやすい立場の人が行うことでやるという形は、全く縁もゆかりもない、この地の縁もゆかりもない民間企業がやる方よりも、その土地で、その土地、本人も住んでいるような、この土地に根差した公益法人がやるほうが成功する確率も高いということは、確実性もないですけども、ノーとも言えないんじゃないかな。逆にその確実性にかけたいたいというのが、市民協働の原点じゃないかなというふうに私は思ったりします。

市長答弁にあったメリットも幾つか挙げていただきましたが、この公益法人と行政が協働するというか、指定管理だけに限らず、そういった場合のメリットというのは、市長答弁に出していただいた点以外は何かござ

いますか。

○**企画財政部長（田代雄己君）** やはり職員の人たちが一生懸命自己研さんしますので、キャリアアップを図るということで専門性が高められるのではないかと考えております。また、今のお話ありましたように、地域との関係ですね。やはり地域の活性化という側面で考えましたら、その地元の自治体のことをよく御存じの人たちがかかわっていただくということは、かなりメリットがあるのではないかと考えております。ですので、公益法人というそういう法人のそういう特徴も考慮しつつ、そのメリットを考えていく必要はあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** いろいろと御答弁、ありがとうございました。

今回、この公益法人のことを取り扱ったのは、公益法人をぜひ導入したらいいとか、そういうことではなくて、やはり最初の1点目の質問の協働の部分で、なかなかやらなければいけないし、やる意義もわかってるけれども、どこから手をつけようみたいな状態になっているのであれば、鶏、卵じゃないですけども、その場を一つ器をつくって、そこでもう走りながらやってみるっていうときの一つの選択肢として、公益法人というのも検討に値するのではないかなというふうに思いましたので、意見交換、並びに提案という形で取り扱わせていただきました。

公益法人っていいますと、少し前のことをよく御存じの方は、天下りであったり、ちょっと余りよくない印象を受けると思いますが、武蔵野市さんなんかやっているやり方ですと、公益法人、100%、行政の出資の公益法人ですので、自己評価並びに外部評価団体からどういう活動をして公益性が維持されているのかということ全て公表されている。そういった形で、その昔のイメージの公益法人ではない、きちんと公益性を維持して市民のためにやっているというその透明性と、公益性、維持向上というところを担保した仕組みというものはつくれると思います。

それから、昨今、余りここは今回、私もちゃんと調べていないので言えませんが、図書館の民営化みたいな話が当市である中で、市民の方で非常に図書館を愛してる方がいる、図書館の利用時間を長くしたほうがいい、いろんな意見を総合的にやるときに、市民が主体的に運営をするという部分を一部取り入れるという、そういうアイデアはできないのかなということが、この公益法人という形も考えました。あとは郷土資料館であったり、いろいろなそういう文化面のところは、やはり長年そこに携わったほうが蓄積されるという部分がある中で、今の市役所の人事制度ではそれはかなわないのであれば、そういった通奏低音のようにずっと土台を脈々と市民のニーズと思いが流れていて、その上を運営する方をどういうふうにするのか、そういうときに市民がアルバイトの形でかかわりやすいというような、市の職員の臨職になるよりも、もっと気軽に携われていくような、そういった受け皿というものを一つ模索するのもありなんではないかというふうに私は思いました。

また、団塊の世代の方たちが地域に戻ってきたときに、公民館で地域デビューとかやってらっしゃいますけれども、男の人って、男性っていうふうに限ると申しわけないんですが、ずっと会社の中でやってきて、まだまだ元気、自分はできるという方が急に趣味の世界の公民館というよりも、地域のために、そんなに大きな報酬ではないけれども、仕事として、要するに仕事場が地域にできたという形でかかわっていったコミュニティーのつくり方、地域のために役に立つ、自分のまちがよくなるから、自分が頑張ると自分のまちがよくなるというような、そういうような形の受け皿の一つとして、何か公益法人というのもの、一つ可能な事業はな

いか、値しないかというような検討をしていただきたくて、今回これを取り上げさせていただきました。

武蔵野市などは、今うちの体育館、 Rondさんすごい頑張っていて、私も大ファンなんですが、武蔵野市さんの健康診断系は、財団とか幾つかJVでやってんですね、医師会。だから、そういった Rondさんと体育協会が法人化したときに、JVで何かそういったものがないかとか、いろいろな可能性を秘めていると思いますので、ぜひ他市の事例も研究しつつ、武蔵野方式というのはありますけど、東大和方式という市民協働の形を実現していただければなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（押本 修君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、子供の貧困について。

①子供の貧困の実態について、また市の対応について伺います。

②就学援助の拡充について伺います。

③子供の医療費無料化について伺います。

2、市職員と教職員の長時間労働について。

①3月議会予算特別委員会における我が党の資料要求によって、市職員の過労死ラインを超える長時間残業の実態が明らかとなり、市長から是正措置をとる趣旨の答弁がありました。取り組みの現状と課題について伺います。

②教職員の長時間労働の実態と対応について伺います。

3、参議院宿舍跡地や都営東京街道団地・向原団地の創出地など国・都・市有地の活用と福祉施策やスポーツ施策の拡充について。

東大和市内には、未利用の国有地が約3万平米、未利用の都有地が約11.7万平米あり、市の未利用地としてはみのり福祉園跡地と4月廃場の2つの学校給食センター用地を合わせて約7,700平米になります。市民の福祉の向上に役立てるべきです。

①公有地の活用は今大きく動き出しており、福祉施設やスポーツ施設の整備など市民の暮らしの向上に役立てる大きなチャンスとして毎議会で取り上げてきました。新生児集中治療室（NICU）など医療環境のおくれや買い物難民などについても取り上げてきたところです。3月議会以降の推移について、またこれまでの市の対応、検討、国や東京都とのやりとりなどについて伺います。

②①とのかかわりで、福祉施策、スポーツ施策の現状と市の対応、検討について伺います。

③策定された生涯スポーツ推進計画について伺います。

以上です。再質問については、自席にて行います。よろしく願いいたします。

[2番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、子供の貧困についてであります。実態の把握につきましては、東京都が平成

28年度に子供生活実態調査を行っております。平成29年2月の中間報告によりますと、家計が逼迫するなどの生活困難層にいる子供の割合は約2割とのことであります。市といたしましては、都の調査結果など参考にしながら、引き続き就学援助制度、児童扶養手当等の支給、ひとり親家庭医療費助成制度、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援、フードバンクとの連携などの支援を行ってまいります。

次に、就学援助の拡充についてであります。市では制服代やその他準備品に費用がかかる新中学1年生の入学学用品費にかかる支給時期の前倒しを平成30年度の新中学1年生を対象に、平成29年度中に実施するよう検討をしております。また、支給額につきましては、国単価が確定次第、必要な措置を検討してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供の医療費無料化についてであります。平成29年度東京都予算編成に係る重点要望事項といたしまして、東京都市長会を通じ都から国への働きかけや財政措置について要請を行ったところであります。実現には至っておりません。今後も引き続き東京都予算編成に合わせ、東京都市長会を通じ要望してまいりたいと考えております。

次に、市職員の長時間勤務に対する取り組みの現状と課題についてであります。時間外勤務が多い職場に対しましては聞き取り調査を行い、その現状を分析した上で他部署の職員による応援を推進するなどしております。また、庁議におきまして一斉定時退庁日の徹底を指示するなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところであります。

次に、教職員の長時間労働の実態と対応についてであります。現在、学校の教職員が正規の勤務時間を超えて仕事をしている現状にあることは認識しております。各学校では、教職員の出退勤の管理とライフワークバランスへの取り組みを実践しているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、国有地・都有地及び市有地の平成29年3月議会以降の対応等についてであります。参議院宿舎跡地につきましては、国の介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応といたしまして、介護施設整備の必要性を考慮し、検討を進めているところであります。

次に、都有地の活用についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京都の後期建て替え事業を契機としまして、公共公益施設や生活支援機能等を誘導するための都市計画変更等について手続を進めているところであります。また、都営向原団地につきましては、平成29年1月、東京都から創出用地の活用について市と協議を進めてまいりたい旨の通知を受けたところでありますので、今後、協議を進めていきたいと考えております。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地の活用につきましては、子育て支援を行う施設に活用することについて、引き続き検討を行ってまいります。

次に、公有地の活用における福祉施策、スポーツ施策の現状と市の対応についてであります。介護保険における施設整備につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホーム、グループホーム等の整備を行ったところであります。平成29年度は第7期介護保険事業計画の策定年度でありますので、計画期間の3年間のみならず、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度も見据え、市の実情に合わせた計画を策定し、介護保険施策を実施してまいりたいと考えております。また、スポーツ施設につきましては、多摩地区の同規模人口の他市に比べ不足している状況であると認識しております。引き続き利用者が安心して利用できるよう、限られた施設について適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、生涯スポーツ推進計画についてであります。市では平成19年4月に策定しました第二次生涯学習推進計画の改定に合わせ、地方スポーツ推進計画の要素も取り込んだ東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を平成29年3月に策定いたしました。今後につきましては、スポーツ施設の充実を初め、計画に位置づけられましたスポーツ関連の27事業の進捗管理に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、就学援助費の拡充についてであります。平成30年度、中学校新1年生を対象に平成29年度中の小学校6年生の支給費目として、入学前の時期に支給できるように検討しております。

次に、準要保護世帯の支給金額につきましては、国の要保護児童・生徒援助費補助金の予算単価に合わせております。平成29年3月末に東京都を経由して新学年学用品費の予算単価を引き上げる旨の通知がございました。現行の小学校1年生の2万470円を4万600円に、中学校1年生の2万3,550円を4万7,400円に改定する内容となっております。支給額につきましては、国の単価が確定次第、必要な措置を検討してまいります。

次に、教職員の長時間労働の実態と対応についてであります。現在、学校の教職員、とりわけ教員の業務は多岐にわたっており、授業にかかわる業務以外に生活指導、放課後に行われる補習や部活動、学校行事の準備、保護者対応、研修などがございます。これらの業務を正規の勤務時間内だけで処理することは難しく、勤務時間外に学校や自宅で行うことになるのが現状であります。各学校では業務改善を通して、仕事の絶対量を縮減したり、定時退勤日を設け自身の健康や趣味等にも時間を注げるよう工夫したりしております。市教育委員会といたしましても、学校と連携しながら教職員の働く環境をさらによいものへ整えていく努力をしております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それでは、順次再質問を行います。

①、②、③については順不同になると思いますが、よろしくお願いします。

1の子供の貧困のところですが、東京都の学校保健統計書というのがあるんですが、ここで小学生と中学生の虫歯の被患率、虫歯にかかっている率ですね、載っています。平成27年度と28年度について、東大和市の数値がどうなっているか、それぞれ26市中何位になるのか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 小学生と中学生の虫歯の被患率の数値と26市中の順位についてでございますけれども、平成27年度につきましては小学生57.21%、順位としましては26市中26位、中学生におきましては61.48%、26市中の25位となっております。平成28年度につきましては、小学生が60.57%で26位、中学生で52.14%で25位と、こういうような状況になってございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 虫歯の未処置者の率についても同様に教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 小学生と中学生の虫歯の未処置者の率の数値と順位につきましては、平成27年度が小学生で33.07%、26市中で25位でございます。中学生で22.62%、26市中23位でございます。28年度でございますが、小学生で30.98%で25位、中学生で24.95%、こちら24位という状況になってございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 未就学児の乳幼児について、同様の資料があれば伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） それでは、1歳6カ月健診時、また3歳児健診時、5歳児健診時の状況でちょっと

お話をさせていただきたいと思います。

東京都の資料によりますと、26、27がございまして、他の自治体との市部の比較ということでお答えをさせていただきます。

まず、う蝕有症者数でございますが、1歳6カ月健診ですね、平成26年度が東大和市では1.7%、市部では平均で1.4%になっております。未処置者数につきましては、東大和市が1.4%、市部で1.4%です。平成27年度は虫歯の罹患率というふうな形になりますけども、1.6%、市部で1.3%。未処置者数につきましては、東大和が1.6%、市部平均で1.2%です。平成28年度につきましては、これは東大和市のみしかちょっと出ておりませんので、虫歯の罹患率が0.4%、大幅に下がっております。未処置者数につきましては、0.1%になってございます。

3歳児健診でございます。平成26年度になりますけども、虫歯の罹患率が東大和が14.3%、市平均で12.5%。未処置者数が、東大和市が13.2%、市平均が10.7%。平成27年度でございますが、東大和の虫歯の罹患率が14.5%、市の平均が11.7%。未処置者数につきましては、東大和が13.1%、市平均が10.1%。平成28年度は、東大和市のみですけども、虫歯の罹患率が11.7%、未処置者数が10.9%でございます。

5歳児健診になりますけども、これは東大和市のみでお答えをさせていただきますと、平成26年度は虫歯の罹患率が33.9%、未処置者数が24.1%。平成27年度になりますけども、虫歯の罹患率が33.0%、未処置者数が17.7%。28年度でございますが、虫歯の罹患率が32.4%、未処置者数が14.4%で、いずれにいたしましても各年度から28年度に向けて罹患率、虫歯の処置数につきましても下落傾向にあるという状況でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 下落傾向にあるというのは、御努力の結果だと思います。ただ、1歳半、3歳、5歳、それから小学生、中学生って上るにしたがって、当然ちっちゃいときは歯もなかつたりするから当然とは思いますが、かなり悪くなってきていると。それで、小学校でいうと28年度、被患率で60%を超えているのは東大和市だけと。それから、27年度もワーストワンになっていると。中学校では、両年度ともワーストツーで、特に未処置者が小学校で3割、中学校でも4人に1人ということで、これも最悪の部類になっているということだと思います。これらの要因について、市はどのように捉えているのか伺います。（中間建二議員「尾崎さん、外れ過ぎじゃない、ちょっと。通告から外れ過ぎじゃない」と呼ぶ）外れてない、外れてない、これから入るから。①。

○教育総務課長（石川博隆君） こちらにつきましては、児童・生徒のお子様方、その保護者の皆様、歯科保健に関する意識や取り組みというものが、生活習慣としてしっかり定着していないのではないかとということが考えられます。また、かかりつけの歯科医というのが定着していないということも、一因として考えられるというところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） じゃ、通告に戻るところに行きたいと思います。

それで、東京都の——これは答弁で引用された東京都の生活実態調査ですけども、この生活実態調査では困窮層、それからその周辺層、それから一般層というふうに分けてあるわけですけども、困窮層のほうが虫歯が多いというデータを示しています。確かに数値を見るとそうなっているわけです。それでも、この調査では困窮層で虫歯があるのは、小学校5年生で31.5%、中学校2年生で25.5%、16歳から17歳で27.1%というふうになってます。この調査は、墨田区、豊島区、調布市、日野市、この4自治体の子供を対象にしているの

で、地域差などがあるとは思いますが、東大和市の50%、60%を超える虫歯の被患率というのは、虫歯が多いと言われている困窮層の被患率をはるかに上回っていると。もちろん保健的なさまざまな取り組みあるとは思いますが、同時にこの数値というのは、東大和市において子供の貧困対策の重要性を示すものというふうにも捉えられるのではないかとというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 東大和市におけます虫歯の被患率が高いことにつきましては、今議員がおっしゃったように、東京都が行いました子供の生活実態調査の結果では、やはり生活困窮と虫歯の相関関係というものが指摘されてるということでございますので、東大和におきましても生活困窮の世帯での児童の虫歯の被患率が高くなっている可能性があるものとは類推できるところでございます。しかしながら、先ほど教育委員会からも御答弁させていただいておりますけれども、標準的な生活をしている世帯の方々であっても、歯の健康等に関する意識の差というものがございますことから、市民の皆様がそれぞれのライフステージに応じて自分の歯の健康を守るという意識づけができるよう働きかけをして、全体的な意識の底上げというものを図っていくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） もう一つ、伺いますけれども、10本以上虫歯があるなど、そしゃくが困難な状態を口腔崩壊と言うようですけれども、この点で市内の子供の状況について把握していることがあれば伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 健康課のほうで3歳児健診、5歳児健診ということで健診をしている状況の中でお答えをさせていただきますと、虫歯が10本以上あるお子様に関しましては、数人おるという状況ではございませんけれども、そしゃくが困難な状況で口腔崩壊といったような状況にあるというふうには、問題を持っているというお子様はおられません。また、これ小学生、中学生、その状況になりますと、健康課のほうではちょっとそこまで把握はできていないという状況でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これは東大和市の調査ではありませんけれども、ことしの2月23日に大阪府の歯科保険医協会が学校歯科治療調査結果というのを発表しました。回答のあった小・中・高校の45.4%、189校で663人が口腔崩壊であったというふうには、この調査では報告をされています。この口腔崩壊を起こしている子供の家庭の状況としては、保護者の子の健康への理解不足、ひとり親家庭がそれぞれ45.7%、それから経済的困難が42.6%というふうになっています。

先ほどから御指摘あるように、保健指導も含めて総合的な対策の結果なので、単純に貧困だけが原因だというふうには私も言ってるわけでありません。ただ、50%、60%というかなり他市、他の自治体と比べても突出したこの状態というのは、やはり保健指導だけでは説明がつかない、やはり子供の貧困対策というのを、東大和市ではとりわけ重視しなくちゃならないということを意味してるのではないかとというふうに考えるわけですが、この点、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子供の貧困に関しましては、その子供の保護者の状況が大きくかわるといいうふうに言われております。近年、市民の皆様の生活の内容が多様化しておりまして、衣食住とか健康の保持などの費用よりほかの費用、例えばスマートフォンの費用とか、そういったそういう通信費などを優先してしまうというような生活をされるような方々もいらっしゃいます。そういった場合に、いわゆる標準的な生活をしている世帯との貧困世帯との見分けがつきにくい状況もあるというふうには言われてるところでございます。市といたしましては、次世代の貧困の連鎖とか、今貧困の再生産、そういった悪循環を防げるように、さまざま

まな角度から庁内の関係部署の連携を初め、さまざまな関係機関を含めて、情報共有等に取り組むことが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時37分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 子供の貧困って言った場合、さまざまな問題があると思います、今部長から御指摘あったとおり。ただ、根底に経済的困窮があると。同時に、この困窮を背景にして親のダブルワーク、トリプルワーク、未婚世帯、ひとり親などで子供に目をかけられない状態、ネグレクト、親が抑鬱状態に陥ってる、さまざまな複合的なものだと思います。答弁であった、この東京都の子供の生活実態調査でも、親と児童の抑鬱状態についても調べています。中学校2年生の抑鬱傾向について、一般層は20.1%、周辺層は24.6%、困窮層は30.9%というふうになっていますし、保護者の抑鬱傾向では、重症精神障害相当の抑鬱傾向として、一般層では3%、周辺層では6.7%に対し、困窮層では24.8%というふうになっています。だから、本当にこの複合的な問題を、この子供の貧困の問題をはらんでるということだと思います。

この間、何度かこの問題、取り上げてきましたけれども、子供の貧困対策というのは貧困な子供の対策ではなくて、全ての子供を対象にした施策の拡充によって進めるべきものだというふうに考えますし、この点では市とも見解一致しているというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 東大和に住む子供たちが生きていく中で、直面したときにさまざまな困難を乗り越えて、自分の人生を切り開いていけるための力とか、そういった自信、そういったものを子供たちの中に培っていくこと、それから子供たちのその成長を助けていく、そういった土台が、この東大和の地域の中にしっかりあるということが大切であるというふうに考えております。市といたしましては、地域におけるさまざまな活動とか資源、そういったものを有効に生かせるような仕組みづくりを進めていくとともに、福祉、教育、それから健康、地域づくり等、さまざまな分野の連携と総合的な取り組みというものを、引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は、この間、とりわけ命と健康の問題、それから教育にかかわる格差があってはならないということで、この場でも発言してきました。この点から、18歳以下の子供の医療費無料化を改めて求めたいと。小中学生と同等の助成のためには年間2,000万円、それから18歳以下完全無料化のためには5,000万円ほどで可能だということを答弁もいただいています。ぜひ踏み出していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今議員のほうからお話いただきましたけれども、市といたしましては、現在、市長からの御答弁にもありましたとおり、子供の医療費に関しましては、就学前の乳幼児の保険診療分の自己負担をなしにしたりとか、それからひとり親家庭、小中学生については、所得に制限はございますけれども、保険診療分の自己負担の軽減等、図っているところでありまして、乳幼児と小中学生の医療費の助成につきましては、都内で23区と26市の地域間格差というのが生じていることもございますので、東京都市長会を通じて

東京都制度の所得制限の撤廃と補助率の引き上げ等については、引き続き要望しているところであり、今後もそれを引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 23区と多摩で、この問題で格差があるというのは、私も重大だと思いますし、東京都に対してそういう格差を是正するための措置をとってもらおうというのは、私も同じ立場です。引き続きその点では頑張っていただくとともに、18歳以下の医療費の完全無料化、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

最後に、②の就学援助の拡充について、これは6月議会で私、取り上げて、答弁で来年の3月に中学生に入学する予定者に支給をすると、新入学準備金を前倒しで支給をするということで答弁いただきました。非常に重要なことだというふうに思っています。この点で、3月31日に文科省から、平成29年度要保護児童・生徒援助費補助金についてという通知が発出されていますが、その概要について伺います。

○教育総務課長(石川博隆君) 一般の文科省からの通知の概要につきましては、市町村が行う就学援助につきまして、要保護者の援助に対しましては国が経費の一部を補助しておりますけれども、1つ目として平成29年度予算において新入学児童・生徒の学用品費ですね、こちらの予算単価の見直しを行ったということと、2つ目としまして援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校だけでなく小学校についても入学する年度の開始前に支給した新入学児童・生徒学用品費等を国の補助対象にできるよう、要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付金要綱ですね、こちらの一部を改正したという通知でございました。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) それでは、今の新入学学用品費の倍増についてですけれども、要綱改正したと、小学1年生については4万600円、中学1年生については4万7,400円に改定をしたということが通知に載っているということです。

それで、先ほどの答弁では、国の単価が確定し次第、必要な措置を検討すると、この支給額についてですね——という答弁でしたが、この国の単価はまだ確定していないという理解でいいのでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 国からの通知につきましては、3月31日付で、こちらの通知で承知してるところでございます。こちらを受けまして、東京都から、東京都教育庁のほうから、毎年この5月か6月ぐらいに予算単価を正式に通知が来るものでございます。こちらに基づきまして、本市における要綱を、学用品費の支給金額を確定しているという形になってございます。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 東京都からは、まだその通知は来ていないということでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 例年でいきますと、6月の中旬から下旬ぐらいという形で、まだ本年度については通知は来てないという状況でございます。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 先ほどの教育長の答弁では、国の単価が確定し次第というふうになっていて、この点では確定しているわけですね。東京都がそれより下の単価にすることは通常考えられないと。実際にこういう国の措置を受けて、狛江市や府中市は5月の臨時会でかな——などで、この単価を2倍に引き上げるという措置をとっています。これはもう国の単価が確定してるわけですから、要保護世帯と同じように準要保

護世帯についても、引き上げるという措置をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今御質問の就学援助の準要保護の関係につきましては、市の事業ということでございますので、先ほど答弁にもございましたように、国の単価が確定した段階で……（尾崎利一議員「確定してる、国の単価は」と呼ぶ）国の単価が確定した段階で必要な措置を検討したいと考えております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 確定してるんですよね、国の単価はね。ですから、その検討を求めているということですよ。

これまで東大和市は準要保護世帯についても、要保護世帯と同額の支給を行っていたと思いますが、その点について考え方に変更がないのかどうか、改めて伺います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 私が認識してる範囲におきましては、国の単価に準じて市が判断をしております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** じゃ、これまでの態度を変更せずに、国の単価、決まってるわけですから、急いで具体化をお願いしたいと思います。

それから、先ほど答弁ありましたけれども、この通知の中では、小学生についても前倒しで時期に間に合うように支給しなさいということですよ。これも、この通知に基づいて、前に八王子、これは通知が出る前ですけども、八王子はもうやってるよって話しましたけれども、これに続いてあきる野、狛江、府中ということで、来年3月に小学生について前倒し支給するという措置をとっています。この通知に基づいて、東大和市でも小学生についても行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 東大和市におきましては、これまでと異なり、まず新中学1年生を対象に着実に実行すると、また他の市におきまして今御質問がありましたような、新小学1年生への対応ということも検討されたりしておりますので、いろいろな課題をこちらも勉強しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 前も他市の状況も見ながら検討するということがあったんですが、決定的に違うのは3月31日に出た文科省の通知で、中学校だけではなくて小学校についても前倒しの支給ができるように交付要綱を改正したと、交付要綱の一部を改正したということですから、これはさまざまな検討をするにしても、やる方向でやっぱりやっていただく必要があると。他市の事例を見ると、少なくとも9月議会の段階では決まっていなくて、来年3月の支給は難しいというふうになると思います。ぜひ急いで検討していただきたい。いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** この件に関しましては、財政上の課題、あるいはシステムの問題、その他、手続的な面で保護者に過重にならないようなど、さまざまな観点から検討を加える必要がございますので、また一方で国からの通知ということも認識しておりますので、総合的に判断をして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 以前、八王子市がどういう手続に基づいて小学校の支給をやっているか、システムについてこの議場で紹介しました。それから、あきる野市については、もう既にホームページに、どういう手続で

やるのかというふうに書いてあります。これ見る限り、保護者の方にとって過重な負担になるというふうには考えられないというふうに思っています。

それから、財政的な問題については時期を早めるということですから、時期が早くなるので財政的な負担がふえるわけではないですので、これはぜひ9月議会、要するに来年3月の支給に間に合うような検討をしていただくよう求めます。

次に、2番のところに行きます。

市の職員と教職員の長時間労働についてですけれども、地方公務員の職場での過労死の状況について、市はどのような認識を持っているのか伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） 地方公務員の職場での過労死の状況につきまして、その原因としまして、公務職場での過大な時間外勤務があったということが指摘されております。医学的に申しましても、1カ月の時間外勤務が100時間を超える場合や、2カ月から6カ月の間の1カ月の平均時間外勤務が80時間を超える場合は、脳・心臓疾患による過労死の可能性が高まることが認められているものと理解しております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） それでは、東大和市の職員の長時間労働の実態についてどのように認識しているのか伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） 当市の時間外労働の実態といたしましては、昨年度の1年間の状況で申し上げますと、一月の時間外勤務が45時間以上あった職員については、毎月的人数で合計しますと220名ございます。このうち一月の時間外勤務が80時間以上であった職員については、これ延べ人数でございますが、46人、またこのうち一月の時間外勤務が100時間以上の職員については、延べ人数でございますが16人ございました。この人数は、一昨年度に比べますと減少しておりますが、依然として一定数の時間外勤務が生じておるものと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 地方公務員の職場でも、大変過労死の問題などが出ているというふうに報じられています。これは4年前、朝日新聞に載った記事ですけれども、勤務して1年半してから帰宅が遅くなったと。疲れやすい、眠れないと訴えるようになったと。その忙しい職場から異動できないとわかった日に、非常に落ち込んでいたと。もうやめたいというふうに言っていた方が自殺をされて、これは町役場の職員だった方ですけれども、これ公務災害というか、過労死で認定をされた方です。「残業にのまれる」、「追いつめられて」というふうに表題がつけられています。

最近でも、昨年11月11日、福岡県糸島市の土木担当課長だった男性が鬱病で自殺したと。これも福岡高裁で逆転、過労死認定されている。それから、これは滋賀県ですけれども、県庁で職員の残業、年1,000時間超が20人という記事。これも昨年11月24日ですけれども、県の土木事務所が労働基準監督署からは正勧告を受けたと。月100時間、80時間を超える労使協定、労使協定そのものが過労死ラインを超えていたというような、県はブラック企業かというような記事も載せられています。公務職場での過労死の状況ということで、これは地方公務員災害補償基金の過労死等の公務災害補償状況についてなどの資料から集計された数字ですけれども、この15年間で192人が過労死しているという状況になっているということです。

東大和市の残業の実態、これはこの3月の議会で資料要求しまして、直近の47カ月で100時間超える方が延べ61人、80時間を超える方は延べ183人、45時間を超える方は延べ、ちょっと計算できないな、九百数十名と

いうことに東大和市、なってるわけですね。これも全国の過労死認定者数は、過去5年間、100時間超で認定されたのは263人、80時間超では242人、45時間超では44人ということで、やはり80時間超えると劇的にふえるという状況になっているわけです。そういう点で、市長もこの東大和市の残業の実態、極めて深刻なものだという認識のもとに、ああいった是正するという答弁されたと思います。市役所全体が、やはり同様の認識で臨む必要があるんじゃないかと私は考えてるわけですが、改めて認識を伺います。

○総務部長（広沢光政君） 超過勤務の関係でございますが、公務職場での過労死の報道、こういったことを見ますと、今質問者がおっしゃったように、長時間の時間外勤務がその主たる要因になってるんだなということについては、私どもも理解してるところでございます。今お話があったとおり、公務災害に認定をされてるということでございますので、そこには因果関係があるということは明らかだということだというふうには認識しております。

当市におきましても、先ほど職員課長のほうからお話しあげましたとおり、100時間を超える残業、時間外勤務が生じているというのが、そういう実態があるということは確かなことでございます。こういったことから庁議、こういった職員におきまして、理事者のほうからは各部署において時間外勤務を減らす取り組みの徹底を進めるようにという御指示をいただいております。部長は課長に、課長は係長以下の職員に、完全に周知徹底するようにということで、機会あるごとにお話はさせていただいております。内容的に、具体的には水曜日ですか、一斉定時退庁日の徹底ですとか、それから場合によっては他部署の部を超えた応援体制の徹底とか、そういったことに徹底するというので、市役所が一丸となって時間外勤務の縮減に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） やっぱり仕事に比して職員が少ないということが、やっぱり最大の原因なんだとは思いますが。2005年の集中改革プラン以降、地方公務員約29万人削減されているわけですね。東大和市でも随分、市の職員減っています。ですから、こういうことが根底にあると思いますけれども、同時にやっぱり待ったなしで解決しなくてはならない課題だというふうに思います。市としても、重要性を認識をして取り組みを初めているというのが今の段階だと思いますので、私はきょうは対策についてあれこれ、ああしたほうがいいのか、これが足りないということではなくて、やはり認識の問題として、事の重要性ということで認識を共有したいという趣旨で質問させていただきました。

次に、②のほう教職員の实態と対応ということで伺います。

これ4月28日に、教員勤務実態調査の速報値っていうのが発表されました。公立小中学校の教員についての調査ですけれども、驚くべき実態がこの調査では明らかになっています。この調査結果で見ると、中学校の教師の約6割、小学校の教師の約3割が過労死ラインとされている月80時間以上の残業をしているということです。中学校で6割、小学校で3割ですね。市の職員と比べても、ちょっととてつもない数字ではないかと。それから、こういう中で病気休職者数は年間約8,000人、そのうち5,000人は鬱病などの精神疾患、そういう中で過労死や過労自殺も起きているという状況があるわけです。

東大和市における現状はどうなっているのか伺います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 東大和市の長時間勤務の実態というようなところでございますけれども、昨年度、平成28年度の実態ですが、およそでございます。個人に聞いた話ではございません。その実態をつかんでおりますが、月に80時間以上、100時間未満の超過勤務と月に100時間以上の超過勤務の実態という形になり

ますけれど、月に80時間以上、100時間未満は、小学校で少ない学校ではゼロ%という学校から、また多い学校では40%の学校というのがございます。中学校におきましては、少ない学校につきましては4%の学校から、多いところでの学校で50%というような学校もございます。また、100時間以上のほうでは、小学校では少ない学校ではゼロ%から、多いところでは10%。中学校で少ないところではゼロ%ですが、多いところでは21%というようになっております。中学校におきましては、部活動の指導が多く含まれているというふうに認識しております。また、詳細の調査につきましては、東大和市立学校衛生運営委員会というものがございます。そちらのほうでも長時間勤務の実態調査を行うことを、今検討をしているところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) これもやっぱり本当に教員が足りないということなんだと思います。ゆとり教育の見直しもあって、教員の負担が一層ふえていくのではないかと。一方で、35人以下学級が1年生のみでストップすると、これは国のところですけども、教員の増員は進まないどころか下手すると減っているという状況があるわけです。やっぱり少人数学級による教員増や、加配も含めて教員数をふやさないと対応できないというのが実態ではないかと思いますが、教育委員会の認識を伺います。

○学校教育部参事(岡田博史君) 教員数が増加することによりまして、学校にとっては人員がふえるわけでもありがたいというふうに感じることであろうというふうに認識しておりますが、市教育委員会のほうでも小学校には学習支援員というものを全校に配置しております。また、全校に学校図書館指導員等も配置して、人的配置をできる限り行っているところでございます。教員定数の問題につきましては、また今後、国、それから東京都の動向も注視していきたいというふうに思っております。どうしても担任は全体を把握したいという意識が働いてくるというようなところもございますので、今後、人員の増加ということだけでなく、業務量を減らしていくという方向は努力していきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 先ほど長時間労働の実態調査やる、検討してるということでしたけど、3年ほど前にもこれやっていて、これ資料もその際いただいておりますけれども、45分の休憩時間は大半の教員がとれていないというのが、この実態調査を見ると出ていますし、とりわけ学校の場合、やっぱりこれが子供に影響しないわけではないというふうに思います。このときの調査でも、教員が忙しいと、個別指導する放課後の時間がほとんどとれないという声、それから仕事の絶対量を数値目標を決めて減らしていかない限り、子供の指導へ回す時間が生み出せない。調査や書類作成などの事務仕事が多い、子供と向き合う時間がほしい、授業の準備や放課後に子供と遊ぶなど本来の教師としての仕事がしたい。研修や会議で力が向上することはわかっているが、子供と接する時間が奪われているのも事実だと、子供と接する時間を確保したいという声が、これ3年前の調査ですけれども、出ているわけです。やはり学校の場合、教員の長時間労働という問題は、子供にダイレクトにやっぱり影響する問題だというふうに思います。ぜひ、是正が必要だというふうに思います。

文科省が行った教員の実態調査でも、10年前と比べてどうなってるかということできずとて比較表を出してるんですけども、とりわけ部活動の時間がすごくふえているというふうに私は読みました。実際に先ほど部活動の影響もあるというお話がありましたけれども、1月6日にこの点で文科省通知が出ていると思いますが、これについて内容を伺います。

○学校教育部参事(岡田博史君) 平成29年1月6日付で、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の取り扱い及び活用についてという通知が、文部科学省、それからスポーツ庁から発出されております。

内容につきましては、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、中学校の運動部活動に関して生徒の1週間の活動時間や休業日の設定等についても調査をしましたが、その結果を十分に活用して児童・生徒の体力・運動能力、運動習慣や運動部活動に関する成果と課題の検証及び改善について適切に対応をお願いするというものでございました。

具体的に運動部活動につきましては、運動部活動の適切な運営というところで、学校の決まりとして部活動で休養日を設けていない学校は、全国平均で22.4%であるというようなことや、土曜日及び日曜日における休養日を設けていない学校は、同じく全国平均で42.6%であることなどが明らかになりまして、この結果を踏まえて、各学校において運動部活動における休養日等の設定例を参考にしながら、自己の生徒の1週間の部活、活動時間、それから休養日の実態を把握した上で、学校の決まりとして休養日を設定することなどを通じて、運動部活動の適切な運営を図ることというふうに、そのようなことが書かれております。今後、スポーツ庁では平成30年3月末を目途に、都教委、東京都教育委員会では平成30年4月を目途にガイドラインを策定するというような予定になっているところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) この結果から、とりわけ部活動の問題について取り上げてるとするのは、やっぱり理由がありまして、いろんな科目で時間がふえた、減ったとかというのを調査してるわけですけど、土日の部活動については倍増してるんですよね。1時間ふえて、ほかは数分程度の積み上げなんだけど、ここだけべらぼうにふえてるという状況があるわけです。東大和市の現状と対応について伺います。

○学校教育部参事(岡田博史君) 東大和市の部活動の現状でございます。また、その対応等についてもお答えしたいと思いますが、市教育委員会のほうから中学校のほうへ、部活動の指導につきましては、先ほどもちょっとお話いたしました運動部活動の在り方に関する調査研究報告書における運動部における休養日等の設定例、こちらを参考に平日1日、または土日のうち1日は休養日を設け、そして週に2日以上は休養日を設定するようお願いをしているところでございます。現状につきましては、ちょっと詳細な数字はないのですが、最低でも週に1日は休養日を設けているという状況はございます。また、土曜日、日曜日におきましては、大会等でそれが続いてしまうというようなところでは、休養日が土日にとれないというようなところもあるわけですが、それ以外は土曜日、日曜日につきましても休養日を1日はとっているというような状況でございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 教員の方々も大変だと思うんですよね。部活動もありますし、保護者の方々の対応や、それからいわゆる風呂敷残業のようなことも含めてあると思います。ただ、まず実態を正確に把握するという当たり前のことを徹底する、ここから私は始めるべきだと思うんです。先ほど市内の状況ということで出されましたけれども、いまだにタイムカードなどもないという状況なわけで、私は平成18年4月3日付の文科省の通知に基づいて、校長や副校長が全て現認できないという状況であれば、やはりタイムカードを設置するというので、客観的に勤務時間を把握するということをやると必要あると思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 勤務時間の把握のことにつきましてですが、現在も管理職による現認、または教員みずからが週の指導計画等に自身が退勤した時刻を記入して、大体およそ1週間でこれぐらいの超過勤務をしているというようなところは自身でも把握する。また、管理職のほうでも、毎週、週の指導計画は見ておりますので、管理職のほうもそれで把握をしていくというようなところがございます。調査もしましたが、

その記録についてはきちんと記録している学校、なかなかそこまで記録がとれないというような学校もございます。そういう点では、タイムカードの導入というところもございますが、こちらにつきましてはまだ検討をしておりません。導入している他市もございますので、今後、タイムカード等につきましては研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は現実にその過労死、過労自殺が起きていますし、教員の長時間労働の実態というのはかなり深刻なものだというふうに認識しています。そういう職場において自己申告制はだめなんですよ。自己申告制では、これ正せないんです。やっぱりきちっと客観的な資料で把握するというのを雇用者の側が責任を持ってやらなくちゃいけないということがなければ、この問題、それだけで解決するとは思いませんけれども、第一歩が踏み出せないのではないかと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。改めて伺います。

○教育長（真如昌美君） 今いろいろと御指摘いただきましたとおり、学校の教職員は非常にお忙しい中で仕事をしております、またさまざまな調査の中でも、日本の教職員の仕事の負担というのは非常に大きいということが言われております。また、部活動につきましても、世界のさまざまな国と比較しても課外活動の時間が非常に長いと。それから研究、研修については非常にいいことなんですけれども、それにかかる時間も大変多いというような結果も出ております。なかなか簡単というふうにはいかないんですけれども、東京都の教育長会も、それから全国の教育長会もその辺については強く国のほうに要望して、改善を図るようにお願いしているところであります。今後も続けてこの課題については各担当のところをお願いして、少しでも学校の改善になるように心がけていってみたいというふうに思っております。また、学校の校長先生方も、今現在その課題を非常に大きく受けとめておまして、具体的に、先ほどおっしゃいましたけど、具体的にデータを集めて、そして具体的に改善を進めていこうという、そういう取り組みをしますので、何とか実際に少しでも負担が減るようになっていけるよう、こちらも努力をしてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は本当に長時間労働の実態は、いつどんなことが起きても不思議ではないぐらいの実態があると思います。そういう認識で、ぜひ取り組みをお願いします。

3番目に移ります。

3番の関係につきましては資料をいただきました。特に東京街道団地と向原団地の関係で資料をいただきました。これで現時点で提供可能な資料について提供しますって、こう書かれているんですが、提供されていない資料はどのようなものなのか、どのような資料がどのような理由で提供されていないのか、まず伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回の資料は、情報公開条例に基づく公開請求と同レベルでの資料提供を求めたものでございました。提供を求められた資料につきましては、東京都と市が協議中の情報が含まれております。したがって、公表することによりまして未成熟な情報が確定した情報と誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものや、東京都との協力関係、信頼関係が損なわれるような情報が含まれている可能性がございます。このような資料を情報公開条例の規定に準じて情報提供する場合は、東京都との事前の調整が必要になり、今回の提出期限までに提出することは不可能でございました。調整の時間がないことから、東京都との調整が不要な資料のみを提供したものでございます。情報公開条例の規定に準じて、東京都と開示または非開示の調整が必要になる文書については、議会からの資料提供という範疇で提供することには限界がありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

それで、東京街道団地と向原団地についてですけれども、建て替え前の戸数、それから現在の戸数、それから東京街道団地については660戸ふやした後の戸数について教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 最初に建て替え前の戸数でございますけれども、向原団地につきましては1,194戸、東京街道団地につきましては1,953戸。次に、現在の戸数でございますが、向原団地につきましては1,053戸、東京街道団地につきましては1,495戸でございます。また、東京街道団地につきましては、約660戸程度を建設し、これに除却予定分を差し引いた後の戸数は約2,110戸と捉えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） それで、東京街道団地についてですけれども、いただいた資料で4月28日の市の決裁文書ですけれども、この中で運動広場の設置に伴う砂じん被害を懸念する意見が一部あったことから、周辺環境への配慮が必要な旨を追記して方向性を決定するという事になっております。どのような、これは対策が考えられるのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 運動広場の整備の具体的な方法につきましては、現時点で確たることを申し上げる段階ではございませんが、例えば芝にするなど、ほこりの発生を抑制する対策を講じられるよう、今後、東京都と協議を詰めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、これは周辺住民の方々の要望でもありますので、配慮がきちっとされるということをお願いしたいと思います。

それから、この運動広場ですけれども、場所からいっても夜遅くまでこうこうとライトをつけるというわけにはいかないと思いますけれども、現状、例えば桜が丘市民広場は、冬は4時までしか使用できないということで、放課後の子供たちは事実上、もう余り使用できないという状況になっています。照明なども装備をして、少なくとも放課後の子供たちが一定の時間まで使用できる状況をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京街道団地に予定をされました運動広場に、夜間照明を設置できないかについてでございますけれども、議員の言われるとおり、場所として住宅、団地が目の前ということになってまいりますので、夜間照明を設置することは非常に困難であるというような認識でおります。また、このほかにも設置費用の面や、照明灯を立てることで運動広場の面積が減ってしまうなどほかの問題も生じてくるのが考えられますので、これまで話としては一切出てきていないということもございますが、私ども担当部としては想定をしていない状況でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、想定をしていただきたいと。

それで、計画全体について、スケジュールも出ていますけれども、今後のスケジュールを見ると6月下旬、都市計画審議会でも都市計画決定をして、7月中旬に決定の告示というふうになっています。具体的な中身はそれ以降になると思いますけれども、市民からの要望をできるだけ反映させて、東京街道団地の住民にとっても、それから東大和市民にとっても、いいものにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 私から、生活支援機能の誘導のエリアについてお答えさせていただきますが、こちらにつきましては市民のニーズに合致した施設が誘導できるよう、東京都へ伝えていきたいと考えており

ます。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 私のほうからは、運動広場について答弁をさせていただきます。

運動広場につきましては、今回の件は桜が丘市民広場ができて以来、30年ぶりに持ち上がった話でございます。大変私も期待をしております。そのため、周辺の近隣の住民の皆様にも御理解をいただいた上で、利用者、利用団体にも喜ばれるものになりたいと思っております。そのため、今後、市民の皆様からは何らかの形で、まだ決まっておられませんけども、声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） よろしくお願ひします。

それで、次に向原団地についてですけれども、これについて資料いただいているわけですが、住宅マスタープランは3月に決定したものですからいいんですけれども、4月14日、東京都教育庁の知的障害特別支援学校についてという資料、それから5月23日付の特別支援学校を設置することによる地域へのメリットという資料、これはどういう中で東大和市に示されることになったのか、どういう資料なのかということをお伺いします。

○都市計画課長（神山 尚君） まず、平成29年の1月12日付で東京都から向原団地の創出用地の活用について、東大和市と協議を進めたい、進めていきたいと、そういった通知がございました。この通知に基づきまして、平成29年の4月14日、それから平成29年の5月23日に東京都から受領した資料でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） それで、ことしの3月に発表された東京都の住宅マスタープランで、東大和の向原と東京街道地区について、身近な暮らしを支える生活中心地の形成ということで、身近な地域で誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地の形成を推進というふうに、この3月に発表された都の住宅マスタープランに出ているわけです。これはこういう記載があるということは、東大和市としても意向を聞かれて、そうですねということで回答したから、ここにこういうふうに出てるんだと思いますけども、そういう認識でよろしいですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都の住宅マスタープランのその資料の提供をさせていただいたところの考え方だと思いますけれど、これ東京都の考えでして、都営住宅全般に言えることなんですけれど、創出用地が生まれてきますと、その創出用地の活用については生活中心地として、その住宅に貢献するような商業とか医療、福祉、そういったものの誘導を図っていくという、これ東京都の考えでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

それで、いただいた資料で、東京都として向原団地の創出地の一部に、特別支援学校、知的障害特別支援学校を設置しようという意向があるようなんですけれども、これについて東大和市としてはどう考えているのか伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 東京都の教育庁のほうから、北多摩地区のほうに特別支援学校が不足しているという説明を受けたところでありますけれども、この向原団地の創出用地でなければならないという理由が明確に示されていないように認識をしております。これまでの経緯としまして、この向原の創出用地につきましては、東京都の意向によりまして地区計画を変更するなどしまして、戸建て住宅など住宅の整備ができるように進めてまいりました。そういうこともありまして、市としましては引き続き良好な住宅地としての

整備を東京都に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この東京都から示された資料で、特別支援学校の必要性について、いろいろ書かれているわけです。1つは、この4月14日付の東京都教育庁の資料によると、特別支援学校の利用は、これまでも増大してるし、これからも利用は増大すると。それから、もう一方で深刻な教室不足があると。もう一つは、東大和の障害児が通っている羽村特別支援学校だけが、教室不足の対策が1つも立っていないので対策が必要だと。それから、東大和周辺に特別支援学校がなくて、10キロ離れた特別支援、羽村に通わなくちゃいけないという状況が、ここに特別支援学校を設置する理由として書かれています。現に私も羽村特別支援学校にお子さんが通った方から、10キロ離れて、1時間かかって大変だったというお話も聞いていますけれども、これらの理由は説得力があるというふうには私は思うわけですけども、これらの理由についてはどう考えるでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 平成29年4月14日付で、東京都教育庁が示した資料に基づきますと、今議員のおっしゃられたように、特別支援学校が設置が必要な背景というもの、また東大和市にということで、なぜ必要なのかということでは、距離が確かに離れておりますので、データ、資料いただいている中では、現実に東大和の児童・生徒が長い距離を、時間かかって通っているという状況は承知したところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それから、同じ中で特別支援学校設置の東大和市にとってのメリットということで書かれていて、東大和市在住の羽村特別支援学校在籍者が、全部でこれは69人いて、60分を超える通学時間になっているというようなことが解消される。それから、市の教育委員会や市立小中学校における特別支援教育への支援ができますよと。それから、小中学校に在籍する障害のない児童・生徒への教育上の効果もありますよということが書かれています。それから、5月23日付のこの東京都教育庁の地域へのメリットということでは、地域住民の学習、文化、スポーツ活動の振興に寄与できますよということで、特にここの学校、新たに設置する学校であるため、開放する施設や開放種目などについて、市や地域の意見をできるだけ反映させることが可能ですよということで、ほかの特別支援学校における施設開放状況についても、グラウンドや体育館、文化施設などについて一覧表で載せてあるわけです。それから、避難所についても、福祉避難所だけではなくて、一般避難所を受け入れる避難所としての指定も可能ですよということで書かれているわけですが、これらについて市の評価、考えを伺わせてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 私のほうからは、今資料として、29年の4月14日の資料の質問がございましたが、その中の大きい3番、東大和市にとってのメリットの（1）、（2）、（3）に関しまして答弁させていただきます。

ここに書いてあります東大和市にとってのメリットということに関しては、基本的には同じということでは認識しております。ただ、これの理由といたしましては、現在、羽村の特別支援学校には東大和市の特別支援教育のセンター機能ということでさまざまな支援等をいただく、指導いただいたりする組織、学校でございますので、今の時点でおきまして十分に東大和市の教育と都立の羽村特別支援学校との連携というのは、現在も十分にされていると考えております。したがって、東大和市に特別支援学校がないと、こういうメリットが享受できないということではなくて、あればということの認識でおります。

私からは以上でございます。

○都市建設部長（直井 亨君） 向原団地に特別支援学校を持つてくるという提案が東京都からあったわけでご

ございますけども、向原団地につきましては地区計画が定められておりまして、現在の地区計画では基本的に住宅しか建たないことになってございます。特別支援学校を設けたり、あるいはもう一つございます生活支援施設を設けたりということになりますと、今後、都市計画の変更ということが必要になってございますので、これにつきましては議会の皆様、それと地域住民の皆様の十分な御理解がないと、条例の改正も必要になってございますので、それがなくてかかぬものだというふうに思っております、特別支援学校をここに持つてくる理由が明確でないということを企画財政部長が申しあげましたけれども、幾つか土地がある中で、ここにしなければならないということも明確に示していただけない中では、そうした都市計画変更というものなかなか難しいのではないかと今考えてるところでございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時48分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） この資料の中で、土地について1万8,000平米というふうに書かれていますが、これはどの区域になるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都からは、北側の創出用地1万8,000平米について提案を受けてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

先ほどどういう資料が提出されて、どういう資料が今回提供されてないのかということ伺ったときに、都と協議中でひとり歩きして混乱するものや、都との信頼関係を壊すものについては都との調整が必要なので、調整が必要ない資料について提供したという答弁でした。私も大体そういうことだろうなと思っていて、この資料が出てきたときに都と市の間で特別支援学校についてはある程度調整が進んでいるのかなというふうに、私はこの資料を見て思ったわけです。今の一連の答弁を伺っていると、調整が進んでるようには聞こえなかったもので、逆に市として、これはもう既に断って決着済みなんだということなんでしょうか、ちょっとそこから辺の都とのやりとりの現状がどうなっているのか伺います。

○副市長（小島昇公君） 東京都さんの意見を聞いたと、市の意見を伝えたということで、どちらがオーケーということになったような状況では全然ないと。私どもは、第1回の定例会で3人の議員さんにお答えしましたように、過去の経緯からして先々の人口減少を踏まえて住宅が欲しいんだというのをお話をして、東京都さんはこういう考えがあるよというところで、スタートを切ったというふうに御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

私は特別支援学校の教室が足りなくて、カーテンで仕切ったりという報道がいろいろされていますので、こういう形で特別支援学校が設置をされると、東京都のこの資料を見ますと、普通教室が足りない特別支援学校たくさんあって、それぞれ増設したり新設することで補ったりという対策を立てているわけですね。しかし、羽村については一切解消策がなくて、解消策が必要だという中で、この知的障害者特別支援学校の設置が、こういう形で出てきたということで、大変いいことじゃないかというふうに私は受けとめて今回質問したわけで

す。市としてはこれまでの経過もあるし、市としての立場もあるということですが、今の副市長の答弁でお互い意見を言って、これからだということですので、ぜひ市民の皆さんの要望などもよくくみ上げて、具体化を図っていただきたいというふうに思います。

それで、残り2万7,000平米についても都から何か提案があるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 南側の関係でございますけれども、こちらにつきましては先ほどの東京都の住宅マスタープランにございましたように、身近な暮らしを支えるための商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地の形成について提案を受けていますが、現時点においては具体的なものを提案されているわけではございません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

向原団地については、これで終わります。

次に、警視庁の2万2,000平米の未利用地の検討については何か進んだことがあるのかどうか、それからスケジュールはどうなっているのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 警視庁の管理地であります2万2,000平方メートル、こちらの国有地につきましては、現在、具体的な検討は進めておりません。

なお、スケジュールにつきましてであります。現在この警視庁の管理をしております土地、国有地につきましては、従前、御答弁等させていただいたことがあります。東京消防庁北多摩西部消防署改築に伴う仮庁舎用地の用地の借用につきまして了解を得ているところでございます。その仮庁舎建設等のスケジュールについて答弁させていただきますと、まず28・29年度、今年度まで予定では土質調査と設計、平成30年度に仮庁舎の建設工事と仮庁舎の使用開始、平成33年度に仮庁舎の使用が終わり、解体というスケジュールとして伺っているところであります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 2万2,000平米全体の取得にかかわる土地利用の計画を、東大和市はいつまでに作成するというので、国と約束してるんですか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 2万2,000平方メートルの国有地の取得につきましては、先ほどの消防署の仮庁舎用地として借用をお認めいただいた際に、平成32年度中の取得に向け、早期利用計画策定を行うよう努めることという条件がついております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） わかりました。早晚、取得の活用計画を立てなくちゃいけないということですね。

それで、参議院宿舎跡地については、先ほど介護施設の必要性を視野に入れて利用計画検討するということでした。前回、議会で取り上げて以降は進展はないという理解でよろしいでしょうか。あるかないかだけ伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 進展は具体的にはありません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） それから、市の土地ですね、市有地の活用について、前議会から進捗があったかどうか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市有地についての状況でございますが、現在、みのり福祉園の

跡地につきましては、従来から子育て支援部におきまして調査研究を進めております。それ以外の市有地につきましては、検討が進んでおりません。

以上です。

○2番(尾崎利一君) それでは、生涯スポーツ推進計画についてですけれども、この推進計画の最後に表がくっついてまして、東大和の運動施設の整備状況が、これを見ると非常におくれてるという感じになるわけですね。東大和市、例えば運動広場は8万人規模の整備基準値としては4万8,000平米だけれども、東大和は2万8,000平米、それからテニスコートは17面ぐらいなくちゃいけないけど、4面しかない。それから、体育館は、これも大体半分ぐらいしかない。柔剣道場は2倍あるわけですけれども、ここは基準より多いというのですが、プールは基準でいえば、屋内プールが5カ所ぐらいあるというのが基準ですけれども、東大和市は屋外プールが1カ所ということで、この表を見る限り非常に整備がおくれてるのかなと思いますけれども、この点についての市の認識を伺います。

○社会教育部長(小俣 学君) こちらの生涯学習の計画の生涯スポーツ推進計画の最後のページについての資料でございますが、こちらには今議員が言われたとおり、当市のスポーツの施設の現状と国のほうで示しているスポーツ施設整備基準を比較したものが書かれております。議員の言われるように、東大和市は少ない状況であるというふうに認識をしております。そのことも踏まえまして、今後についてはこの計画の進捗、事業についての進捗をきちんと管理したりとか、スポーツ施設の充実に努めたり、そして先ほど答弁した東京街道団地の運動広場の整備など積極的に進めてまいりたいと、そのような認識でございます。

以上です。

○2番(尾崎利一君) ぜひ、頑張ってくださいというふうに思います。

それで、桜が丘市民広場についてですけれども、以前にも冬場が4時までしか使えないということで、放課後の子供たちが事実上、使用できないという状況になってるわけです。それで、1つはこの点、どう考えるのかということが1つ。それから、前の議会の答弁で照明の見積もりを再度とってみるという答弁ありましたが、この点についてどうなっているのか。

以上、2点お願いします。

○社会教育部長(小俣 学君) 桜が丘市民広場の時間延長についての御質問であると思いますが、こちら市民広場の利用時間につきましては条例で定まるところでございます。時間延長した場合には、暗い中でも利用ができるということになります。そういうことで、仮にグラウンドに穴とか何か出っ張りとかがあつてけがをすれば、暗くてわかんなかった中でのけがということになれば、施設の瑕疵ということで、私どもとする責任を免れることはないというふうに思っておりますので、きちんとした照明がない中で時間延長というのは困難であると考えてございます。

また、前議会で組み立て式の照明ですね、こちらについて必要な照度、どの程度、何台必要なのかとか、そういうことを調べると前議会で答弁をしたこともありましたので、その内容について御説明をいたしますが、JIS規格におけるレクリエーションでの利用する場合に必要な照度については、100ルクスということになってございますが、その明るさを担保するには、その投光器が20台必要だということになってございます。そのため、毎日のように20台の出し入れをするというのは現実的ではございませんし、その出し入れで事故、けががあつては困りますので、現状ではそのような利用による時間延長については困難であるということを確認したところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） なかなか大変だということですがけれども、実際、放課後が利用できないということについて、やっぱり何らかの検討が必要ではないかというふうに思います。

改善を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐 竹 康 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成29年第2回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく3つの点にわたって質問いたします。

1点目は、良好な生活環境の確保についてです。

多くの人にとって日常生活を送る地域が住みよい良好な生活環境であるかどうかは、居住地を選択し、住み続ける上で欠かせない視点だと考えます。東大和市におきましても、そうした人々の思いに応えられるように、さまざまな点で対策を立てていただいていることと思います。良好な生活環境ということであれば、東大和市都市マスタープランには当市の将来像において、生活文化都市構築のキーワードとして「安らぎ」が挙げられ、その内容は良好な住環境が整った都市と記載されています。その詳細を見ますと、多様な市民生活を支える基盤づくりを市民との協働体制の中で進め、誰もが安全で快適に暮らせ、住むなら東大和市と思えるような良好な住環境が整った都市の実現を目指すとあります。この視点に立ったとき、地域住民が相互に快適に過ごせる生活環境を確保していくことに、市としても継続的に、また積極的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

これまで市民の方からの相談で、良好な生活環境の確保に関して当事者同士で問題解決に至らない場合、行政が積極的にかかわってほしいとの意見を何度か複数の市民からいただいております。最近では、特に隣人の野生動物への餌やり、給餌によって家族に健康被害が出ているが、解決に至っていないとの話もいただきました。

そこで、今回、以下の質問において、これまでの市の状況と今後について質問したいと考えます。

①良好な生活環境の確保について、野生動物への給餌や廃棄物等放置など市民からのさまざまな相談について。

ア、良好な生活環境を確保していく上で、それを阻害するような市民からの相談はどのような内容があるのか。

イ、相談に対する市の対応はどのようなものか。

ウ、当事者同士で解決に至らない場合、行政としてどのようなかわりが持てるのか。

②良好な生活環境の確保に関する他自治体の取り組みについて。

ア、他自治体の取り組みはどのようなものか。

イ、条例を制定している自治体の取り組みについて、市の認識を伺う。

③条例の制定について。

ア、本市として、良好な生活環境の確保を目指し、市民からの各種相談に積極的に対応できるような条例を制定していくべきと考えるが、市の見解を伺う。

2点目は、図書館事業についてです。

図書館事業につきましては、議員初当選以来、これまで一般質問等で種々取り組みを聞かせていただいたり、事業の提案をさせていただいたりしてまいりました。今回、改めてこれまでの質問の内容について、その進捗状況を確認させていただくとともに、また新たに事業として取り組んでいただきたい事柄についても伺いたいと考えます。

加えまして、現在の東大和市図書館での選書に関する状況と特色ある図書館づくりの一環として、市図書館において特定のテーマに基づいた取書をし、コレクションまたは文庫など構築していったらどうかと考え、以下のとおり質問いたします。

①図書館事業に関しての取り組み状況と今後について。

ア、図書館雑誌スポンサー制度について。

イ、読書通帳の導入について。

ウ、棚卸作業の迅速化について。

エ、自動貸し出し機の設置について。

オ、国立国会図書館デジタルコレクションの資料送信サービスについて。

カ、書籍の消毒機器の設置について。

キ、ブックスタート事業の新たな展開として、セカンドブックやサードブックについて。

ク、電子書籍の導入について。

②選書作業について。

ア、東大和市立図書館において、選書作業はどのように行われているのか。誰が権限と責任を持ち、誰が実際の選書作業を行っているのか。

イ、東大和市の選書基準はどのようなものか。公開の状況はどうか。

ウ、選書された内容が妥当であるかどうか、誰がチェックしているのか。

③特色ある蔵書構築について。

ア、東大和市の図書館として、特色ある蔵書構築を目指し、特定の分野に関する「コレクション」や「文庫」を形成してはどうか。

3点目は、将来の健全な市政運営に向けた研修等の充実についてです。

地方自治体の将来の経営を考えた場合、その財政状況を正確に把握しつつ、限られた財源で有効な施策展開をし、健全な自治体経営を心がけてまちづくりを進めていかなければならないことは論をまたないものといえます。こうした前提に立ったときに、市の経営や財政運営などに関する市職員のスキルをアップさせることは大変重要な課題であると考えます。こうした課題に対し、熊本市では職員の有志による行政運営、まちづくりに関する対話型シミュレーションゲームを開発し、それに基づく研修を職員並びに市民とともに行うことで、スキルアップを図っていく取り組みが行われました。これは「SIM熊本2030」というもので、関心のある自治体職員の間ではよく知られていると伺ったことがあります。本市におきましても、この「SIM2030」というシミュレーションゲームを活用して、ワークショップなどを行うことで、特にこの分野にかかわる職員や若手職員のスキルアップ向上を図るとともに、市民との間でも今後の市政運営に関する共通認識づくりの一環と

して、取り組みを進めることは有効であると考え、以下において質問をいたします。

①市政運営やまちづくり、財政運営などに関する知識習得や職員等への研修について、これまでの市の取り組みはどのようなものか。

②「S I M2030」について。

ア、内容と他自治体におけるこれまでの取り組みについて、市としてどのように把握し評価しているか。

イ、今後、本市として「S I M2030」を活用した取り組みを展開すべきと考えるが、市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、良好な生活環境を阻害するような市民からの相談についてであります。相談の内容といたしましては、飼い主のいない猫やハトなどの鳥類への餌やり、また廃棄されると思われるものを敷地に積んでいる、いわゆるごみ屋敷に起因する悪臭や害虫の発生などです。

次に、相談に対する市の対応についてであります。苦情申し立て者からの状況を丁寧に聞き取り、現地の確認を初め、発生原因者への面会など、職員による直接的な対応のほか、多摩環境事務所や動物愛護センターなど、必要に応じて関係機関と連携を図り対応しております。

次に、当事者同士で解決に至らない場合の行政としてのかかわりについてであります。行政の介入や仲裁には限界がありますので、最終的には法律相談の活用等をお願いしております。

次に、他自治体の取り組みについてであります。都内におきましては荒川区におきまして、みずから占有していない動物への餌やりなどを規制するため、荒川区良好な生活環境の確保に関する条例を制定しております。

次に、条例を制定している自治体の取り組みについての市の認識であります。要因を引き起こす側も、被害を受ける側も、ともに市民でありますことから、条例による規制をかけることで市民間の対立を生むことや、地域からの孤立化が進んでしまうおそれなど非常に難しい問題であると考えております。

次に、条例の制定についてであります。条例の制定につきましては慎重な検討が必要であると考えております。

次に、図書館事業に関するさまざまな取り組みの状況と今後についてであります。図書館雑誌スポンサー制度を初めとする各種の取り組みにつきましては、各自治体の図書館、専門の研究者、または事業者等により利便性の向上や読書活動の啓発のため、新しい取り組み等が次々に生み出されているところであります。個々の内容に対する取り組みの状況と今後につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館資料の選書作業についてであります。市立図書館では平成6年5月に東大和市立図書館図書収集及び除籍方針を定め、その方針に基づき現在も選書作業を行っております。選書の方法は、責任者、選書基準の公開の状況等の詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、特色ある蔵書構築についてであります。公立図書館であることの生命線は選書とレファレンスにあると考えており、資料内容の充実とともに蔵書構築につきましても創意工夫が必要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、将来の健全な市政運営に向けた研修等の充実についてであります。市政運営やまちづくり、財政運

営などの専門研修につきましては、東京都市町村職員研修所や外部の研修機関などの講座を利用して実施しております。また、東京都の関連部署に市職員を一定期間派遣する研修派遣制度を使って、職員の知識の取得に取り組んでいるところであります。

次に、「S I M2030」の内容と他自治体の取り組みについてであります。また、「S I M2030」につきましては、対話型自治体経営シミュレーションゲームとして、熊本県の若手職員グループが開発したものであります。複数の職員が対話を通じてゲーム感覚で自治体運営のノウハウを取得できるすぐれた研修プログラムとして、全国の自治体で取り組みが広がりつつあるものと認識しております。

次に、「S I M2030」の活用についてであります。また、「S I M2030」につきましては、これまでにない体験型の研修プログラムであると認識しております。今後、当市の研修計画の中でどのように活用していけるか研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館事業に関するさまざまな取り組みの状況と今後について御説明をいたします。

図書館雑誌スポンサー制度につきましては、多摩地域において数市がこの制度を取り入れておりますが、伺いますとスポンサーの募集に苦慮しており、継続性に不安があるとのこととあります。そのため、どのような導入の方法が当市にふさわしいのか、今後も研究を進めてまいります。

次に、読書通帳の導入についてであります。また、記帳する機器が高額であり、さらに専用通帳の作成費用等も必要なことから、導入の効果や課題等についてさらに情報収集していく必要があると考えております。

次に、棚卸し作業の迅速化についてであります。また、市立図書館3館においては既に蔵書予定数量を大きく上回っており、書庫が満杯の状況が続いておりますことから、その年度に収集した図書とほぼ同量を除籍してきております。しかし、地域資料等の廃棄できない資料が確実にふえているため、逆に年々除籍可能な資料の数が少なくなり、除籍作業が非常に難しくなっております。中央図書館では、5月末の3日間は開館しながら棚卸し作業をしておりますが、棚卸し作業は除籍作業の準備も兼ねていることから、現在の状況等を考えますと、これ以上の期間短縮は困難な状況となっております。

次に、自動貸出し機の設置についてであります。また、自動貸出し機を導入する場合には、図書資料へのICタグの設置が必要となることから、やはり高額な設備投資が必要となります。そのため、他市の導入状況や導入に当たっての問題点などについて、引き続き情報収集を行ってまいりたいと考えております。

次に、国立国会図書館デジタルコレクションの資料送信サービスについてであります。また、5月15日号の市報でも御案内しましたとおり、この取り組みにつきましては国会図書館からの承認が得られましたので、東大和市立図書館の利用カードをお持ちの方は、国立国会図書館でデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手できない資料を市内の図書館で閲覧、または複写することができるようになりました。

次に、書籍の消毒機器の設置についてであります。また、近隣市では青梅市が平成27年3月から、また武蔵野市が平成29年4月から導入しております。しかし、まだ導入している自治体も少なく、機器の購入費用としては安価なものでも約70万円かかり、処理能力等も限られているとのこととあります。そのため、今後も他市の状況等を注視してまいりたいと考えております。

次に、セカンドブック事業及びサードブック事業についてであります。また、乳幼児の保護者に対し読み聞かせ

等の大切さを啓発していくことは必要なことと認識しております。現在、保健センターにおける3・4カ月の乳幼児健診時におけるブックスタート事業では、中央図書館の児童担当の職員が伺い、絵本の読み聞かせ方法等を保護者に指導しているところであります。今後もブックスタート事業の効果等を見きわめながら、関係部署と情報交換を行い、研究してまいりたいと考えております。

次に、電子図書の導入についてであります。現在、市立図書館では貸し出し等のできる電子書籍の資料等はありませんが、いずれは導入することになる資料であると考えております。そのため、近隣市の導入状況等を勘案しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、図書館資料の選書作業についてであります。市立図書館において実際に選書作業を行っているのは図書館職員であります。具体的には毎週火曜日に職員が3班に分かれ、平成6年5月に決定した東大和市立図書館図書収集及び除籍方針及び東大和市立中央図書館選書における判断基準に基づき、選書作業を行っております。その際には、職員の班編成において、職員の職責、経験、年齢、性別等のバランスを考慮しております。また、図書館の収集及び除籍の決定についての権限と責任につきましては、東大和市立図書館図書収集及び除籍方針に、図書館職員の合議を経て、東大和市立図書館処務規則第7条の規定に基づき、中央図書館長が決定するとしており、中央図書館長が責任者となっております。

次に、選書基準についてであります。選書の基本的な考えといたしましては、利用者の要求や既にある蔵書内容及び予算を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書と厚みと広がりを加えていくという視点に立ち、さまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するよう努めております。また、選書方針等の公開の状況につきましては、図書館窓口カウンターに東大和市立図書館図書収集及び除籍方針及び東大和市立中央図書館選書における判断基準を備え、御希望の方にごらんいただけるようにしております。

次に、選書された内容が妥当であるかの認識、確認であります。新たに購入する場合につきましては、あらかじめ図書購入伺い票により、中央図書館長の決裁を受けさせております。しかし、新たに収集する資料だけでも年間1万数千冊となりますので、選書された資料の全ての内容を確認することはできておりません。そのため、東大和市立図書館図書収集及び除籍方針等を職員全員が理解した上で選書をし、購入した資料を図書館職員の複数の目でチェックすることで選書の妥当性が担保できるよう努めております。

次に、特色ある蔵書構築を目指すことについてであります。環境月間などの特定の期間につきましては、これまでも専門のコーナーを設け、市民の方への啓発等に努めてきております。一方、東大和市立図書館図書収集及び除籍方針には、出版状況を十分把握し、特定の分野に偏重しないよう蔵書構成に配慮して図書を収集することも規定しております。さらに、東大和市民の利用に応える選書にしていく中で、東大和市立図書館らしい蔵書構成が形成できていると認識しております。今後も限られた配架スペースや予算の中で、蔵書のバランスなどを勘案しながら、東大和市らしさの創出に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、1点目の良好な生活環境の確保についてでございます。

今回この質問をさせていただきました背景につきましては、壇上でも述べさせていただきましたけれども、市民の方からさまざまな形で近隣間のトラブルと申しますか、そういった御相談を受けていく中で、特に今回、

野生動物への給餌、餌やりによって近隣との間で問題があるということでお話がありました。この点を中心に、関連するであろうことも含めまして伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、①のアの点でございますけれども、市長答弁はさまざまな相談内容があるということで了解をさせていただきました。改めて、市民からの相談事例の詳細を伺いたいというふうに思います。まず、こうした相談は年間どれぐらい寄せられるのか、また年齢層や地域による違いというものがあるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○環境課長（関田孝志君） 相談件数につきましては、平成27年度は猫やカラス、ハトへの餌やりということで奈良橋の地区で1件、28年度は猫の餌やりという相談で南街地区で1件、29年度は野鳥への餌やりということで中央で1件ございます。また、地域につきましては、違いはそれほどないのかなということですが、年齢、こちらは自宅に長い時間おられる高齢者のほうが多いのかなというふうな印象を持っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしましたら、この野生動物の件の相談がほぼでございます、しかも年に1件というような内容で、私の日ごろ受けてる相談の感覚からいいますと、ちょっと少ないのかなという印象も受けました。

次に、野生動物への給餌によりましてどのような被害、迷惑をこうむったというような、そういった相談があるのか、この点について伺います。

○環境課長（関田孝志君） 被害といたしましては、これは猫の餌やりなんです、残った餌の腐敗ですね、そのままにしておくという状況と、それを片づけないということで処理をするというような形での被害、また当該動物からの排せつ物ですね、やはり食事に来るところには排せつ物もというのがございます。また、鳴き声などの相談が主訴となっております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 次に、廃棄物等の放置について、市長答弁では悪臭、害虫などの話があったけれども、市としてその相談内容で先ほど伺った中ではなかったようなんですが、具体的な被害の内容があるのかどうか、この点について確認をさせていただきます。

○環境課長（関田孝志君） 廃棄物によります相談というのは、基本的には最近ございません。実際この関係で被害が想定されるものとしたしましては、やはり主に蚊ですね、夏の時期の蚊、またネズミ、蜂の巣、こういったものが起因となるようなものではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

この廃棄物等、これ確認なんですけれども、御答弁でも今、相談実績ないということだったんですが、これに関しましてごみ屋敷というものは市のほうとしては認識されていないのか、その範疇に入っていないのかということなんですけれども、以前、議会におきましてもさまざまな議員から、ここ数年、ごみ屋敷の件について質問もあったかと思えますし、私も市内でそのような状況になってる箇所もあるというふうに仄聞しております。空き家になって、そういった状況になってるから、人と人がかかわって2者間で問題が起こってるということではないということで、今回の相談件数には入らないという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） ただいま環境課長のほうから申し上げたのは、あくまでも環境課のほうへ入ってい

る苦情の件数としての捉え方でございます。今議員のほうからお話がありました、いわゆるごみ屋敷的なものにつきましては、同じ庁内でもごみ対策課であったり、または防災安全課であったりというところで、相談等が入って承知をしているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

私も環境課を中心に質問をしようと思っておりましたので、環境課のほうではないということで今確認をさせていただきました。また、他の部署ではそれに対する相談もあり、対応してるということで了解させていただきました。

また、これ以外に環境のことに关しまして、騒音ですとか光の害、光害、異臭などに関する事例があるのかどうか、この点について伺います。

○環境課長（関田孝志君） 騒音、悪臭などは動物に限らずということで数多くはございます。動物に限ってというところになれば、先ほど申し上げたような1件ないしは2件というような形の数字でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 特にないというようなことなんですけれども、私、市民の方から相談を受けている中で、音ですとかにおいに関しましても、また近隣とのあつれきがあるといった相談も過去受けたことがございますし、市としてはこうしたことが、相談はきていないという現状だと、わざわざ市役所のほうまで相談するような内容ではなくてというようなことなのかなというふうに受けとめさせていただきました。市民の方としましては、自分たちで解決するしかないと思ってらっしゃるか、または行政はかかわってもらえないと思ってらっしゃるか、いずれにいたしましても困っていて、議員にまで相談に来るとというのが実際にあるということだけは、行政の側にはぜひとも認識をしておいていただきたいなというふうに思います。

私、行政に相談がなくても、こういった、私以外にもここにいらっしゃる議員の皆様さまにさまざまな御相談が、同様の相談があるかというふうな思っておりますので、何とか行政にもかかわってほしいという思いが、困ってる方、相談者にはあるのではないかなというふうに私自身は受けとめておまして、先ほど件数が少なかった野生動物の餌やり、また相談がないとされた廃棄物等の問題に関しましても、件数が少ないということも確かにそのとおりでありますけれども、問題がないということでは決してございませんので、その課題の裾野は広いんだという意識を、ぜひとも行政側に持っていただきたいなというふうに思っておりますし、市民生活へのアンテナの感度、ぜひとも上げていただきたいなというふうにも考えておるところでございます。しかしながら、実際は相談件数は少ないし、内容もおっしゃっていただいた程度ということで認識をさせていただきました。

次に、その具体的な対応というところなんですけれども、現地確認や面会、他機関との連携との御答弁でございました。これも具体的な行政の対応の中身について、実際の事例も交えながら教えていただきたいというふうに思います。

○環境課長（関田孝志君） まず、相談の始まりとしましては、電話、窓口、またメールなど、こういった形で御相談が来るわけですね。相談後、まずは現地へということで現地を確認いたします。その場合、実際行為を行っている人、例えば鳥に餌やりだとか、現認をするかというところで、現認ができて、近所で困っている人がいますよという話をさせていただいて、できれば中止してほしいと、あくまでもお願いというような形を求めています。この場所が、もし公園等であれば、餌やり禁止の看板をつくるなど対応しております。また、

うちのほうからお願いしてもやめないという場合には、多摩環境事務所、または愛護センターに相談しながらアドバイスを受けると。それでもだめだという場合には、個々の各職場の職員が直接来ていただくというような場合もございます。今のところは来ていただくまでというのは、市のかかわりの中ではそれほど数は多くないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

相談者に対しても真摯に、また他機関とも連携をしながら、できる限り丁寧な対応を心がけているんだなというふうには、また粘り強くその努力をされているということは理解をさせていただきました。

次に、ウのところなんですけれども、行政の介入ですとか仲裁に限りがあるというようなお話でございましたけれども、その理由が何なのかということも確認をさせていただきたいと思います。また、法律相談の活用などで解決に至る場合と至らない場合もあるのではないかなというふうに考えるんですけれども、解決した場合はどのような仕方、解決しない場合はなぜ解決しないのか、その事例と理由を教えていただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） 例を申し上げますと、野鳥などへの餌やり、この行為については規制する法律がないという状況でございます。餌やりの規制の看板を立てたとしても、表記上は禁止と書いてありますが、あくまでもお願いというような形になります。そういったことから行政としては、ここまでがというところが限りがあるということになってしまうものです。もし法律相談のほうに御紹介した場合においても、先ほど申し上げたように法律で規制するものはないということで、要は餌やり自体を禁止することはできないのかなと。ですので、被害者のほうでこうむった損害、こちらに対しての補償を求めるような訴訟になるのかなというふうには思います。現在のところ、その訴訟というような形にまで発展したというような事例は認識してございません。このような近所間トラブルにつきましては、日ごろの近所づき合いのつき合い方の問題があるのかなというふうには思います。未然に防ぐ上でも、御近所における良好な関係づくり、これが必要ではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 国において、そういった法律がないということが、そもそも大きな課題だなというか、大きな理由なんだなということも改めて確認をさせていただきました。また、訴訟に関しましても、そういった事例がないということも確認をさせていただきました。おっしゃっていただいた近所間のトラブルについては、日ごろの近所のつき合い方が根底で、良好な関係づくりが最も重要であるというようなこと、答弁をいただきました。これ全くそのとおりであるというふうに思っておりますし、またそうした関係づくりができるまちづくりを、行政としても後方支援していただきたいと思っておりますし、その努力は今でもされていらっしゃるというふうには理解をさせていただいております。

個別の事例にまた戻りますけれども、私も先ほど受けた相談の事例なんですけど、これは野鳥への餌やりで頻繁に隣の家に野鳥が集まるようになりまして、結果として、そこのお隣の家の家族の方が病院で治療を受けなければならないような、そういった事態に陥っているということでございまして、これは近隣、当事者同士として解決しようとしてもなかなか話がまとまらない。ここは、この地域は幸い自治会もございまして、自治会の会長さん等にも相談をして、種々、各方面に動いてもらってるんですけれども、解決に至っていないと、こういった状況がございました。近所間のコミュニティーは自治会としてはあるし、話し合える状況にはなってるけれども解決に至っていないという状況でございまして、相談者の方にとりましては本当に困っていて、行

政に相談しても最終的にはかかわってもらえなかったというような、残念に思っておられる様子でもございました。先ほどおっしゃっていただきましたとおり、国としても法律がないということは非常に大きい部分ではございますけれども、その上で現在、東大和市としても行政側がそういったことにかかわることができる根拠となる条例、ルール、そういったものがないんだということで理解してよろしいのかどうか、この点について確認いたします。

○環境部長（松本幹男君） 現状、先ほどから答弁しておりますように、野鳥への餌やりが法的に今、禁じられている部分ではないという点がございます。したがって、市のほうで、特別これをもって禁止しますという根拠規定的なものを用意する状況にはございません。ですから、繰り返しになってしまうんですが、極力、私どもも御相談いただければ現場へきちんと足を運びまして、その当事者間の間に入った中でできればお話をさせていただければという思いはございますので、そういったところでなるべくトラブルが回避できるような形は、今後も取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そういったルールがない中で、できる限りの努力をしていただくという、そういった前向きな御答弁と受けとめさせていただきました。それは、ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、②のほうに移るんですが、そういった国の法律がない中でも、他自治体においては条例も制定しているところがあるということで、荒川区の例、引いていただきました。私も、これ確認を事前にさせていただいておるところでございまして、この荒川区の条例制定について教えていただいたその具体的な内容ですね、これについて御教示いただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） こちらの条例につきましては、荒川区良好な生活環境の確保に関する条例ということで、主な項目としては2点、1点目としては占有しない動物に餌を与えることにより、周辺住民の生活環境に被害が生じると認められる状態。この餌やりによって、この餌を目当てに集まった動物の排せつ物の放置や不適な処理などを禁止するものであると。2点目としては、廃棄されたもの、または廃棄とみなされる状態で放置されたものにより、ハエ、蚊、その他害虫などにより、周辺住民の生活環境に係る被害が生じると認められる状態などを禁止するというところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） いずれにしても、当該の行為が周辺の生活環境に重大な被害を及ぼす限りにおいて、この条例の条件に当たるといふようなことかなというふうに思っております。他自治体でも、同様の条例があるやに聞いているんですけども、他の自治体の状況、これについて把握しておられるところございましたら教えていただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） 私が調べた限りでは、静岡県掛川市、また愛媛県上島町、こちらにおいて動物への給餌に係る条例を設置しております。また、多摩26市におきましては、同様な条例はございません。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

私もちょっと調べさせていただいたんですが、そのほか市の規模が大きいですけれども、例えば京都市などでは動物との共生に向けたマナー等に関する条例、こういった条例もある。また、奈良市については、これ特定しておりまして、カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例、こういったものもございます。

いずれにいたしましても全国的にも事例は少ないし、多摩26市においてもそういった条例を制定しているところはないというような状況なのは理解をさせていただきました。

今私、申し上げた中でも、罰則規定が設けられている場合もあるようでございます。特にこの罰則規定ということにつきましては、特に取り上げていただいた荒川区につきましては、当初この罰則規定を入れている条例だということで、制定当初、話題となったようでございます。その点、手元に条例、プリントをしましたので、若干、私のほうからも御紹介をさせていただければというふうに思うんですけども、この荒川区の良好な生活環境の確保に関する条例で、目的については先ほど御答弁いただきましたけども、健康生活阻害行為の防止ですね。決して餌やりそのものの行為とか、当然法律で禁止されてないので、餌やりそのものの行為について禁止するものではなくて、健康生活阻害行為の防止について、防止等についてその目的を持ってやるということで、さまざまな細かい定義等々ある中で、区の責任、責務という中で区民との理解と協力のもと、良好な生活環境を確保するための施策の推進の努力、この規定に違反する疑いがあると認められる行為について、区民等から申し立てを受けたときは、内容についての調査を行い、必要な措置をとらなければいけない。また、区民等についても責務を求めています、特にまた荒川区におきましては生活環境審査会というのを設けて、この審査もする。区としては、勧告や命令もできるし、立ち入り調査等もできるし、代執行もできると。違反者の公表もするという中で、特に罰則規定の中で立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対し答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者は10万円以下の罰金、または第8条第2項の規定により命令に反した者は5万円以下の罰金と、かなり厳しい規定がなされております。ここまでして、初めてやはり効力を発揮する条例として制定したのかなというふうにも考えておるところでございます。

この条例が、先ほど幾つか条例制定されている自治体の事例、取り組みを挙げていただきましたけれども、この制定に至るまでのさまざまな自治体の取り組みについて具体的な事例を本市として把握しておられるかどうか、教えていただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） 取り組みについては、特段はうちのほうではつかんでいないという状況でございます。

○環境部長（松本幹男君） 取り組み、背景は私どもではちょっとわかりかねる部分ではあるわけですが、ただ先ほど御紹介させていただきました議員がおっしゃった荒川区、あとは愛媛県の上島町ですか、こちらのほうとかで導入を条例化してるということなんですが、ただいずれも2団体に共通してるのが、地域住民の生活環境にかかわる被害を生じていると認められる状況であって、かつ複数の周辺住民から申し出等があり、その周辺住民の間で被害の発生が共通の認識となっている場合に、初めてこの条例が適用されるみたいな形で、やはり条例の運用に当たっては、先ほど議員がおっしゃられたように、その審査会には外部の有識者も入れているという形の中で、やはりそこはかなり慎重な形での運用を図っているというところが感じとれるような部分でございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） やはり1対1ではなくて、やっぱり1対複数、多くの方がそういう状況にあるということ認めない限り、やはり1対1、個人対個人の話になってしまうというところで認識をさせていただきました。また、お取り組みについては、本市としても相談件数もないということで、お調べいただいてないということでは受けとめさせていただきました。

この荒川区の条例についてなんですけども、私はこの制定にかかわった荒川区の区議会議員の方とお話しす

ることができました。当初、区民の間でも、かなりこういった条例について誤解がございまして、さまざまな方からさまざまな反応をいただいたようでございます。しかしながら、議会の中でも議論を重ねまして、また行政とも議論を積み重ねまして、また住民への説明も重ねてきて、制定に至ったというような内容でございました。私、通り一遍、短い時間の中でしか聞いてないので、このような内容だったんですけども、これに関しまして、その区議会議員の方は御自身の経験も踏まえまして、これからの地域社会のありようの中で、このような条例が各自治体とも検討し、制定するべきものではないのかなというふうには認識しておるといふように話しておるといふのが大変印象的でございました。

この条例による規制が困難な理由、市長答弁でもるるいただいたんですけど、やはりこれがあるから難しいんだというところ、再度、詳細を伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 1点目に、一番大きいのは、野鳥の餌やり、これ自体が法で禁じられているというものが見当たらない。それと、あともう一点は、先ほどの荒川区の事例のように、やはりその条例の運用というところでの難しさがあろうかなというか、慎重さを要するということです。最後に、3点目といたしまして、やはり人それぞれ受ける感覚の違いというのがどうしても出てしまう問題でございますので、条例化をすることで、その罰則がまたひとり歩きをしてしまうというところで、同じ市民同士が紛争を起こしてしまうというところのほうを懸念するような、そういったところからなかなか条例化のほうというのに、私どもも踏み込めないというところがございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 種々、難しい理由はあるのかなというふうには感じました。相談件数も他自治体と比べても多分少ないですし、非常に難しい条件が重なっているということで、さまざま条例制定については、かなりハードルが高いんだということで、今現在認識させていただきましたけれども、しかしながら先ほども申し上げましたけれども、私自身はこういった近隣間のトラブルということにつきましては、問題の裾野が広くて、やはり行政側に相談がないところで市民の方が困ってらっしゃる、苦しんでらっしゃる、そういう事例があるということは、御存じだとは思んですけども、再度、御認識をしていただきたいというふうに思いますし、そうしたことのためにも議会の場で私も今回質問に取り上げさせていただきました。先ほど導入に関しましては大変慎重にならざるを得ない理由、幾つか挙げていただき、そもそもの法律の面と、また運用の難しさ、またその感覚、また罰則規定を設けた場合、ひとり歩きをするんじゃないかという点、私、非常に一つ一つ説明をいただければそうなのかなというふうに思うわけでございます。

しかしながら、こういった市民への規制ということについても、確かに慎重にならざるを得ないでありましょうし、相談件数も伺ったように年に1件あるぐらいだということで、効果も低いのではないかなというふうに認識しておられるんじゃないかなというふうに思います。相談件数が少ない、効果も低いということであれば、私としては、今回この質問、取り上げた私といたしましては、条例を制定した自治体にぜひとも1回、聞き取り調査を行っていただきまして、具体的な実態もぜひとも細かいところまでつかんでいただいて、研究、検討をこの分野について重ねてほしいというふうに思っております。先ほど申し上げましたけれども、ぜひとも市民生活へのアンテナ、これ磨いて、感度を上げてこの課題には取り組んでいってほしいというふうに思っております。

確かに一方には個人がいて、一方には行政がいて、東大和市のように東京の郊外の地方自治体として都市化が進んでいる状況の中で、本来、個々人で、近隣で解決すべき事例もあるけれども、こういった都市化が進ん

でる状況の中では、一定程度のルール化をして、それ相応のルールを設けて市民の方へも、こういったことを周知していかなければならないケースも多くあるのではないのだろうかというふうに思っております。行政がかかわる以前に解決するのが最もいいだろうというふうには私は思います。私も思いますし、中間団体、自治会のような中間団体があって、その中で話し合いがしっかり行われるということが理想だというふうに思うんですけども、先ほど申し述べましたように、手を尽くしても個人としてどうにもならない現状があるし、司法の場にも持ち込めないような、そういった事情もある場合もあるかというふうに思います。そうした状況が仮にあった場合に、さまざまな条件つきにはなるかと思うんですけども、やはりこの住民福祉の向上を目指している自治体といたしまして、そういった問題に積極的にきちんとかかわって、例えば荒川区のように定められたルールのもとに適正に解決が図られるということが、やはり住民にとって、行政としてよくやってもらってるなというふうなことにもなろうと思ひますし、それが最善ではなくても、次善の策の対応なのではないかなというふうに考えておりますので、この点、ぜひとも、このまず問題の把握と、その制定をされた自治体に対しての調査等も含めて、この問題に関心を持って条例制定に向けての研究、検討を進めていただきたいというふうに思ひますので、この点について、再度、同じ答弁になるかと思ひますので、御答弁いただければと思ひます。

○環境部長（松本幹男君） 相談件数、捉えてる数としては少ないわけですが、ただ今後もこういった問題というのは、これで終わることではないと思ひます。したがって、やはり困ってる方からしてみれば、それが一番の苦痛だという部分もございます。ですから、人それぞれ感じ方が違ふと先ほどは申し上げましたが、ただそこはやはりその方の置かれてる状況や環境、そういったところもなるべく私たちが丁寧に、今まで以上に機動力を生かしながら現地へ行く、また現地へ行ったときには、やはりその地域に自治会があれば、また周りの方のお力も一緒にかしていただけるような形で、その加害者だけがいけないという話でもない場合もございますので、ですからその辺は多摩地域、他の自治体でもこういった形で取り組んでるか、やはりそういった問題は、やはり東大和市に限った問題ではないと思ひますので、そういったところは今後もきちんと情報収集するとともに、適宜適切な時期に市報等でのやはりその周知、そういったところも努めてまいりたいと、このように思ひます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ルールのない中で、非常に難しい動きをしなければならぬかと思ひますけれども、機動力を生かしてというお話もございましたので、ぜひとも誠意ある、また迅速な対応を心がけていただければなというふうに要望いたしまして、1番目の質問を終了させていただきます。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時50分 延会